

第百六十二回国会 衆議院 經濟産業委員會 會議録 第四号

平成十七年三月十一日(金曜日)
午前九時十九分開議

出席委員

委員長 河上 覃雄君

理事 河村 建夫君 理事 櫻田 義孝君

理事 平井 卓也君 理事 松島みどり君

理事 鈴木 康友君 理事 細野 豪志君

理事 吉田 治君 理事 高木 陽介君

理事 遠藤 利明君 理事 嘉数 知賢君

北川 知克君 小杉 隆君

佐藤 信二君 坂本 剛二君

菅 義偉君 鈴木 恒夫君

竹本 直一君 谷畑 孝君

寺田 稔君 西川 京子君

西銘恒三郎君 野田 毅君

平田 耕一君 望月 義夫君

森 英介君 山口 泰明君

山本 明彦君 大島 章宏君

奥田 建君 海江田万里君

梶原 康弘君 菊田まき子君

近藤 洋介君 佐藤 公治君

高山 智司君 中山 義活君

計屋 圭宏君 村井 宗明君

渡辺 周君 江田 康幸君

塩川 鉄也君

議員
經濟産業大臣 近藤 洋介君

(内閣官房長官) 中川 昭一君

經濟産業副大臣 細田 博之君

經濟産業副大臣 小此木八郎君

經濟産業大臣政務官 保坂 三蔵君

經濟産業大臣政務官 平田 耕一君

衆議院法制局第三部長 山本 明彦君

夜久 仁君

政府特別補佐人
(公正取引委員会委員長) 竹島 一彦君

政府参考人
(公正取引委員会事務局 官房審議官) 和泉澤 衛君

政府参考人
(公正取引委員会事務局 經濟取引局長) 伊東 章二君

政府参考人
(公正取引委員会事務局 經濟取引局取引部長) 山本 康孝君

政府参考人
(金融庁総務企画局参事官) 大藤 俊行君

政府参考人
(法務省刑事局長) 大林 宏君

政府参考人
(国税庁長官官房審議官) 岡本 佳郎君

經濟産業委員會専門員 熊谷 得志君

委員の異動
三月十日 補欠選任 西川 京子君

同月十一日 補欠選任 京子君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

同日 補欠選任 寺田 稔君

第一類 第九号 經濟産業委員會會議録第四号 平成十七年三月十一日

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百六十一回国会案第一九号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(仙谷由人君外十六名提出、第百六十一回国会案第四号)

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

河上委員長 これより会議を開きます。

第百六十一回国会、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案並びに第百六十一回国会、仙谷由人君外十六名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として公正取引委員会事務局官房審議官和泉澤衛君、公正取引委員会事務局經濟取引局長伊東章二君、公正取引委員会事務局經濟取引局取引部長山本康孝君、金融庁総務企画局参事官大藤俊行君、法務省刑事局長大林宏君及び国税庁長官官房審議官岡本佳郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

河上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

河上委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松島みどり君。

松島委員 おはようございます。自民党の松島みどりでございます。

独占禁止法について、自民党最後の質問をさせていただきます。時間が迫ってまいりましたので、早口で質問しますので、答弁の方も簡潔に、スピーディーにやっていただければと思う次第でございます。

まず第一に、今回、画期的な新しいこととして、課徴金の減免制度がございまして、カルテルや入札談合に参加している会社が違反行為をみずから公正取引委員会に通報した場合、自首といえますか自首といえますか名乗り出た場合、最初の通報者は課徴金を一〇〇％免除される、二番目の通報者は五〇％免除、三番目の通報者は三〇％免除されることになっております。

この措置減免制度が設けられましたが、しかしながら、現行制度、これからの制度ともに課徴金と刑事罰が併科される制度でございまして。企業にしてみると、たとえ課徴金をかけられなくても、公正取引委員会にみずから名乗り出て、その結果、独占禁止法違反の罪で刑事告発されると元も子もない、怖いじゃないか、とてもそんなことだったら、せっかく特典をもらってもみずから名乗り出ることにはできない、そういうふうになり、向きの起るのではないかと思います。竹島委員長、みずから通報した場合に、一番目の通報者、さらに二番目、三番目の通報者、これは刑事告発はされるおそれはあるのかどうか、御答弁いただきたいと思います。

竹島政府特別補佐人 御指摘のとおりの問題点といえますか懸念が企業側にありますので、私も、一番目の通報者につきましても刑事告発をしない、企業を刑事告発しないのみならず、その社内調査に協力をした役員なり社員についても、個人についても刑事告発をしないという方針を

持っておりまして、これは、この国会で法律が成立しましたら、私どもはこのリーニエンシープログラムの方針を示しますので、その中で、告発方針の一つとしてそのことをきちんとさせていたきたい。したがって、専属告発権を持つ公正取引委員会として、一番目の企業のみならず、それに協力した役員、社員、これは刑事告発をしないという方針でございます。

二番目、三番目につきましては、ケース・バイ・ケースということでございまして、一〇〇％刑事告発を免れるというものではございません。○松島委員 これは画期的なお言葉だという気がするわけでございます。今方針として示すというふうに言われました。今回、議事録にこれが竹島委員長のお言葉として、答弁として書かれて、それを根拠といたしまして、きちっとした方針を世に知らしめていただきたいと思っております。

今伺いますと、一番目の通報者は、通報した企業及びその役員などは刑事告発されない、免責されるということでございます。二番目、三番目は考慮の余地ありというふうなことでございまして、そういったことと、会社にしてみれば、イの一番に名乗り出ると得、二番目、三番目は課徴金は免れるけれども刑事告発はされるかもしれない、かなり一番目と二番目で差がつくわけでございます。

そこで、もう一つ確認なんです、今度は法務省に確認させていただきたいと思っております。

今公取としては、一番目の通報者は刑事告発されない、公取からは刑事告発されません。しかしながら、これが検察によって別個の立場で、ああ、こういう事件があるのか、ではこれは問題にしようという事件として取り上げられたら、これもまた企業にとっては心配ということになりますので、検察の立場ではいかがか、法務省に御答弁願います。

○大林政府参考人 お答え申し上げます。独占禁止法違反事件は、いわゆる親告罪であり、当該事件について公正取引委員会からいずれ

の事業者に対しても告発がなされなければ刑事訴追をすることはできません。

一部の事業者を被疑者とする告発がなされた場合、告発されなかった被疑者につきましては、検察官において、その訴追裁量権の行使に当たり、専属告発権限を有する公正取引委員会があて刑事告発を行わなかったという事実を十分考慮することになると考えられますので、措置減免制度は有効に機能するものと考えております。

○松島委員 相変わらず刑事局長の答弁は、前半物すごく難しくて意味がよくわからなかったのですが、後半のくだりにおきまして、公取が刑事告発しないのに検察がしゃしゃり出てやるようなことではない、そういうふうな受け取れましたので、よろしいでしょうか。そうですね。ありがとうございます。

そして、今質問で、最初の通報者は免れるけれども、二番目、三番目はどうなるかわからないというところ。さらに、課徴金の減免率についても、一番目は一〇〇％で二番目が五〇％、三番目が三〇％とかなり差がついてきます。そうした場合には、何か同時に何社もが一週にみづから名乗り出て通報したり、あるいは一番ははつきりしていても二番と三番が一緒だったり、そういうふうなおそれはないんですか。つまり、公取に何か土曜日か日曜日に書類を放り込んでいたらそれが順番がわからないとか、そういうおそれはないかどうか、確認したいと思っております。

○竹島政府特別補佐人 おっしゃいますとおり、順番が大変大事でございます。したがって、私どもは、同時に相談し合って措置減免制度を申告してくるということ、これはもう論外と考えておりますが、偶然の一致として、たまたま同時になることがあり得るじゃないか、そういう場合でもきちんと順番を確定できるようにするために、諸外国等において行われている方式も勉強しまして、例えばファクス番号を一つにして、ファクスで順番を決めるというようなことをやっておりますところもあるわけですが、いずれにしても、フェア

に、かつ客観的に順位が確定できるように、同時ということがないような仕組みにしたいと思っております。

○松島委員 今、技術的にファクスというお話がありました。電話であれファクスであれメールであれば、電話の場合は何時に受けたかはつきり書き得ないかもしれませんが、ファクスやメールですと受信の記録が残るわけですから、ぜひ、ささいなことかもしれないけれども、これは決定的な意味を持ちますので、きちっと定めて広く周知させていただきたいと思う次第でございます。

次に、私ずっと、前の臨時国会でも、中小企業を守るための独占禁止法の中の優越的地位の乱用の問題ですとか、不正取引の問題、そういったことを一生懸命取り組んでいるものでございまして、そして、今回もその観点で、これから先は質問させていただきたいと思っております。

一つ、これは私も与党が議員立法でつくった法律で、酒類小売業者の経営改善緊急措置法、お酒ですね、町の酒屋さんがどんどんつぶれて消えていく、これを何とかしなければいけない。きょうお越しの保坂経済産業副大臣も先頭に立ってこれに取り組まれたわけですが、平成十五年五月に法律ができて、七月に施行されました。この八条で、国税局長または税務署長は、酒類販売業者の取引に關して、独禁法の不正取引に該当すると思われるときは、公正取引委員会に対して、その事実を報告して、適当な措置をとるべきことを求めることができる、そういう条文がございまして、つまり、もともと酒類というのは、ビールや酒などは高い税率の酒税をかけている特殊な商品でございまして、そういった商品を扱う会社やお店の経営安定を図る必要があるということで、もともと酒類業組合法という法律の九十一条で、国税局長または税務署長は、メーカーや卸業者、小売業者に取引価格を質問できる検査権というのを持っております。非常に強い権限でございまして、これによって入手したメーカー、卸、小売間の取引価格の情報、本来であれば守秘義務がかけられ

ているところを、これを材料にして、こういうデータがあるから不正な取引がなされているのではないかと、こういうことを国税局長や税務署長が公取に対して措置を要求できる、こういう強い権限を持たせるという法律でございまして、これで、まず、国税庁に質問なんです、これまでこの法律に基づいて何件公正取引委員会に措置請求をされたのか。そして、この法律があることが不正取引に対する抑止効果を持つとお考えになるかどうか、伺いたいと思っております。

○岡本政府参考人 お答えいたします。国税庁としては、従来からいろいろな形で不当販売などの不正な取引を行うことがないよう指導してきたところでありまして、平成十五年七月に、御指摘のありました緊急措置法が施行され、その第八条に基づき……（松島委員「簡潔にお答えいただけますか、私が言ったことだけで結構ですか」と呼ぶ）はい。国税庁から公正取引委員会に対して四件の措置請求を行ったところです。

こうして公正取引委員会が警告等を行い、独占禁止法違反のおそれがある行為が是正されることにより、酒類の公正な取引環境の整備が図られるものと考えております。

○松島委員 公正取引委員会にお伺いします。

今国税庁が挙げました四件というのは、そのうち何件が実際にそういう措置がとられたか。そしてまた、国税庁による措置請求があるということは、証拠の入手などの点におきまして、非常にそれによって調べやすい、有効だと思えるかどうか、そういうことを伺いたいと思っております。

公正取引委員会の皆さんは一生懸命やっていたいと思いますけれども、独禁法の不正取引というのはもう山ほどあつて、それについては山ほどあつてという潜在的案件は膨大にあるわけでございまして、これに対して、限られた人数ではなかなか警告に至ることが難しいというふ

うに考えております。そういう意味におきまして、この法律はかなり、この法律に基づいて通報があることは調査をしやすくしていると考えますけれども、実際いかがでしょうか。

○山本政府参考人 国税当局から措置請求の申し出がございました案件につきましては、二件につきまして四事業者でございまして、二件につき措置をとりましたほか、これは中部の富山の事件、それから愛知県の事件でございしますが、二件四事業者につきまして警告を行いましたほか、近畿の二事業者につきまして注意を行ったところでございます。

国税当局の資料につきましては活用させていただいておりますが、私どもも権限がございまして、そういう資料に基づいて今申し上げたような措置をとったわけでございます。

○松島委員 この緊急措置法というのを、この法律はことし八月までの時限立法でございしますが、このように有効的に機能しているというのを考えまして、私は、町の酒屋さんを守るために、また議員立法で期限の延長を試みたい、そういうふうになっている次第でございします。

さらに、この法律の中に、九条として、酒類の取引条件に関する基準という項目がございまして、ここでは、努力規定なんです、これは意識すると、メーカーと卸業者は、リベートの支払いや景品、それから販売促進のスタッフを派遣するとか、そういったような取引条件について、どういふ場合にはこういう有利な取り扱いをするというような基準を定めるとともに、これを取り引している販売業者に提示するよう努めなければならぬという中身のことが書かれております。

このことは、つまり、リベートとかその他の優遇の条件について明確な基準を決めるということと、さらに取引業者に知らせる、透明化するということは、私は、単にお酒の世界だけでなくすべての業界でこれがしつかり透明化されること、これはあるべき姿だと思っておりますが、残念ながら、独占禁止法ではここまでいろいろな分野につ

いては具体的なことを決めていないのが残念な状況でございします。

これについてどのようにお考えになるか、御感想ございましたら、国税庁、公正取引委員会、それぞれ簡単に伺いたいと思います。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

今の第九条を受けて、酒類業界におきましては、酒類製造業者を中心にリベートなどの自社基準の策定とか取引の相手方への提示などといった取り組みは進んでいると思っております。国税庁としても、引き続きこうしたことに指導するとともに、フォローアップにも努めてまいりたいと思っております。

○山本政府参考人 私どももいたしまして、取引条件の公正化、明確化、透明化ということには非常に大事だと考えておまして、お酒の業界におきましてもガイドラインで、こういう場合には問題になるよという考え方をしておりますし、個別の指導ということもいたしております。また、違反事件として差別的な取り扱いについて処理をするということも行っております。こういう取り組みもございまして、相当程度取引の明確化というものは進んできていると考えております。今後とも、今申し上げたような手段でやっていくことを考えておるところでございします。

○松島委員 お酒のこの法律で国税庁が果たしていることを他の一般的な商品や業種に当てはめると、次の二つのことが言えると思っております。

一つは、不当販売や差別対価など不正取引で被害を受けた中小零細企業が差しどめ請求訴訟をする場合には、加害者側の企業の証拠がなかなか入手できない。これを入手しやすいように、裁判所による文書提出命令の特則を規定することが必要だと考えております。

そしてもう一つは、零細な個々のお店が差しどめ請求を起こすことは非常に困難でございします。どうして困難かというと、もちろん弁護士を雇おうと思つたらお金がかかるし、弁護士を雇って裁判をしてまで訴えるべきことが、どれだけ返って

くるかという非常に問題である。時間もかかる。ですから、同業組合やあるいは商店街、なぜ商店街かといいますと、これは例えば近所にスーパーやドラッグストアなどが一つの品種だけじゃなしに多品種、ビールと洗剤とお米とかいろいろなものについて不当販売を行った場合に、影響を受けるのはその商圏内にある商店街全体でございしますから、いろいろなお店が影響を受けるわけですから、こういった同業組合や商店街などが被害を受けた個々のお店にかかわって団体で訴える権利、団体訴訟権というのを付与すべきであると私は思っております。

これらのことは、文書提出命令の特則と団体訴訟権、この二つにつきましては、公取が見募集されたときにも要望が出てきておりますし、ぜひ次の二年以内の再改正の中で盛り込んでいただきたいと思ひまして、私もきょう附帯決議の中にも盛り込んでいただけるように一生懸命努めているところでございします。

以上、申し上げさせていただきますと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

ちょっと順番を変えさせていただきますと思ひますけれども、金融機関と融資先企業との関係、これも優越的地位の乱用に該当いたします。しかし、なかなかこれは知られていないことでございします。

平成十三年七月に公正取引委員会は金融機関と取引先、融資先に対して調査をしまして、具体的な違反行為について列挙しています。例えば、債権保全に必要な限度を超えて過剰な担保を差し入れさせるといふことが、そういったことをきちんと列挙しております。このことは金融庁の監督指針にも盛り込まれております。いわばこれは大規模小売店とか、あるいは今回、最近私ども一生懸命動かしましてやっていただきました運送業界や倉庫業界に対するもののように、業界を指定した特殊指定に当たるようなことを、もう事実上金融機関と融資先との関係についてはガイドラ

インなどで示しておられるわけでございします。このことについて、金融機関がしつかりと守るように金融庁は指導監督をされているのかどうか、確認させていただきたいと思ひます。

○大藤政府参考人 お答えいたします。

御指摘の点につきましては、金融庁としましては、金融機関が独占禁止法上問題となる優越的地位の乱用と誤認されかねない行為を防止する説明態勢が整備されていることが重要であると考えております。事務ガイドラインに、こうした行為が行われないように法令遵守態勢を確立するとともに、主債務者との融資契約に係る金利の見直し等の客観的、合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているかどうかを監督上の留意点として明示しているところでございします。

金融庁といたしましては、今後とも、金融機関の説明態勢につきまして、事務ガイドラインに沿ってしつかりと監督してまいりたいと考えております。

○松島委員 同じことを、お越しいただいております保坂経済産業副大臣に伺いたいと思っております。

つまり、このことですね。金融機関と融資先との関係が独禁法の優越的地位の乱用に該当するということ、これは、融資先というのは大企業も中小企業も含むわけですが、例えば中小企業の方々はこれは御存じありません。中小企業の悩みというのは、金融機関には、銀行にはとても勝てないやという悩みがあるわけでございします。ぜひ、このことを、中小企業庁は、経済産業省は、中小企業を守る、そういう立場から、公正取引委員会や金融庁に任せただけじゃなくて、金融庁というのには、いわばこの件に関しては加害者側になり得る銀行を所管している、金融機関を所管しているわけですから、それに対して物を言えるように、中小企業がこういうことだとして盾にできるように、ぜひ理論武装の手段にするためにこの解釈というものを広めていただきたいんですが、保坂副

大臣、どうでしょうか。

○保坂副大臣 おはようございます。

松島委員からただいまお尋ねのあった件でございますが、中小企業を担当する経済産業省の立場から御答弁を申し上げたいと存じております。

ただいま金融庁からお話がございましたとおり、現に不公正な、商慣行を破るような取引慣行が横行していることは、さきの調査でも明白になっております。例えば金利の不当な引き上げだとか、先ほど御紹介がありました追加担保の問題だとか、数え上げれば切りがないいろいろなあります。

先ほどの御答弁のように、いささか誤解を持たれるような、こうお話がありましたけれども、貸す方と借りる側という立場もさることながら、やはり優越的な地位にある金融機関と中小企業との関係というのは微妙な関係でございます。そういう点では、むしろその優越的な地位をもって不正な商取引、金融取引を要求されることのないように、私どもといたしましては、公正取引委員会とよく話し合つて厳正な対処をしていきたいと思っております。

ただ、一言申し上げますけれども、どの程度という問題の基準がないのでございますから、今まで勧告が一回もなかったんです。そういう反省も持ちまして、借り手側の中小企業に対してあらゆる機会を通じて徹底してまいります。また、ペイオフなどの実施によりますところの非常に不利益をこうむるような要求がないように厳に対処してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○松島委員 今、基準がないので勧告が一件もないというお話でございました。本日に、中小企業庁の立場からもぜひこれを働きかけて、きちっとなるようにお願いしたいと思っております。

最後に、大規模小売業者の納入業者に対する不公正取引の問題について伺いたいと思っております。

一昨日、三月九日にも、ドン・キホーテに対し

て、特定の不公正な取引方法ということで公正取引委員会から勧告がなされました。納入業者の従業員に新規開店する店のための商品の陳列作業をさせたり、あるいは棚卸しや棚がえの作業をさせたり協賛金を出させた、そういったのが違反内容でございます。

この特定業種について、先ほども言いました特定業種についてやってはいけない不公正取引の例を具体的に示しました百貨店業における特定の不公正取引方法、これの違反も含まれているわけですが、この同じような事例で、一年間に公正取引委員会は、ボスフル、山陽マルナカ、ミスターマックス、コーナン商事、ユニーにも勧告しております。これまでに比べてハイペースで、これについてはよく頑張っているというのが私の率直な感想でございます。

これはいづれも従来の百貨店ということからは随分変わってきて、業態の変化をなしているわけでございます。最近は大中小売店といつても、百貨店やスーパーのほかに、ホームセンターもドラッグストアも、紳士服や家電や、あるいはカメラのデイスカウントストアなど、いろいろあるものがございます。あるいは、一店一店が小さくても、コンビニエンスストアなどというのはフランチャイズを全部合わせると購買力としては非常に強い立場にこの本部はある、そういうこともあると思うんです。それについて公正取引委員会は二月に調査をされて、そして、これらをもとに、その特殊指定というのを新しく指定するための動きを進められていくようにございます。

今までの百貨店業における特定の公正取引といふのは、何と昭和二十九年にできたものがそのままずっとあった。昭和二十九年にできたものがずっとあったのも不思議なだけけれども、それが通用するぐらい、同じような悪い事例がいっぱい、毎回毎回繰り返されてきたというのも実態だと思います。

今度、今の検討しておられるこの新しい指定のための、告示のための原案がつくられているよう

でございますけれども、これについて新しく加えられたことは、今の多様な大型店というものを考えて新しく加えられていることはどんな点か、伺いたいと思います。

○竹島政府特別補佐人 まず、二つ大きくあるわけでございますが、対象をどうするかということでございます。おっしゃるとおり業態もいろいろございまして、百貨店やスーパーマーケットだけじゃない、通販の世界もあればコンビニもありまして、したがって、こういうものを全部対象にしようということ、新しく次のような内容で案をまとめさせていただいています。前事業年度の売上高が百億円以上、または一定の店舗面積を有する者、具体的には東京都特別区、政令指定都市の場合は三千平米以上、その他の市町村の場合は千五百平米以上、こういう要件に該当した者はまずこの特殊指定の対象になりますというのが大きな一つでございます。

もう一つは具体的な禁止事例の問題でございますが、従来七つございましたが、それに三つ加えていただきた。一つは押しつけ販売。二つ目は不当な経済上の利益の收受。典型的なものは協賛金でございます。三つ目は公正取引委員会への報告に対する不利益な取り扱い。納入業者が公正取引委員会に言ってきたときに、それを知った大手小売業者が何らかの制裁的なことをすること禁ずる。その三つを従来の百貨店で挙げております七つの違反類型に加えて全部で十にいたします。こういうことでございます。

○松島委員 今伺った中で押しつけ販売というのは、現場サイドで伺いますと、例えばクリスマスケーキですとかお節料理とか、そういう季節商品の生鮮品もかなり含まれると伺っております。せっかくこのように変えていくのでございますから、ぜひそういう具体的な事例も書き込んで、押しつけ販売と言われただけだと、納入業者の方が、うちのはこれに当たるとかよくイメージがつかないときもあるといけないと思っておりますので、そういう具体的な事例も踏まえて、わかるような形

にしたいでございます。

そして、それらを、先ほども申し上げましたが、金融機関との関係におきましても、あるいはこういう購買力の強い大型、大規模小売業者との関係におきましてもそうですが、中小企業の方々が、あ、これはまずいんじゃないか、法律違反を明確にやられているな、そういうことがわかるように、これは公正取引委員会だけではなかなか、七百人のスタッフの方、そして全国へ行き渡るといってもなかなかでございます。

中小企業庁が頑張っていたら、そして、中小企業がそういうことを知った上で行動ができるように、もちろん、その理屈を知ってもなかなか弱い立場にあるから訴えることは難しいかもしれない。例えば元請、発注側と下請という関係ですと、自分がそれを通報したことがばれたらもう切られるということではなかなかできない。しかしながら、例えばこの大規模小売業者と納入企業との関係、あるいは金融機関と融資先企業の場合は、まあ、垂れ込でもという言葉は悪いですが、それとそれを情報を通報しても、あそこがやったなとそんなにばれない、被害者が同時に大量に発生しているものですかそればはばれないので、下請関係よりはまだ通報しやすいと思います。

どうか、そういうチャンスを、そして理屈をわかつてチャンスがあるように、中小企業を守るために、各省庁ともに一緒に取り組んでいただきたいと思うところでございます。

これからこの法改正がなされて、この新しい独占禁止法に基づきまして犯則調査権を持つて力が強くなった公正取引委員会が、どうぞ中小企業や大企業に痛めつけられることのない日本の経済社会をつくるように、今後とも頑張っていただいたしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○河上委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 おはようございます。日本共産党の塩川鉄也です。

冒頭、緊急の課題として、三宅村噴火災害に対

する被災中小企業者支援策について一点、保坂副大臣に要望させていただきたいと思っております。

政府系金融機関による貸し付け等の支援策、その期限がこの間延長を繰り返されてまいりましたが、三月の三十一日ということが現時点の期限となっております。

御案内のとおり、二月の一日に三宅村において避難指示が解除されました。島民の方は第一陣の方が戻られて、御商売を始める方も始まっております。商店も四軒、あるいはくさやづくりですとか、また観光のダイビングの事業などを始められる、豆腐屋さんも開業される、こんなことが続いております。

そういう中で、現時点でも、今島の四六%が制限地区ということで指定をされる、島の生活というのはガスマスクが必要とされるような義務づけがされる中で、体に影響はないのか、観光客が来るのか、こういう心配をなさっておられるわけです。特に自営業者の方は、今申し上げました災害復旧支援が三月三十一日が期限だ。中小企業者の方への既往債務の利子補給が行われていたわけですが、それも三十一日で打ち切りになるんじゃないか、ぜひ事業が軌道に乗るまで継続してほしい、こういう要望を出されておられます。

この既往債務への利子補給を初めとした三宅島の被災中小企業者への支援策について、ぜひともこの期限の延長を図っていただきたい、このことを要望したいんですが、保坂副大臣、いかがでしょうか。

○保坂副大臣 お答え申し上げます。

三宅島が噴火いたしましたのが平成十二年六月でございます。足かけ五年になります。三千七百名に及ぶ島民が九月から全島避難をいたしました。おかげさまで何とか無事来ることができました。しかし、この間四百名の方々が島外で既に亡くなられました。

こんな事態でございますが、日本共産党さんを初めあらゆるこちらの政党の皆様御支援をいた

だきまして、政府、東京都、三宅村一体となって支援に当たってまいりまして、お話しのとおり、S.O.がまだ出ておりまして、極めて危険な地域もございますが、二月一日から島民の帰還が始まったわけでございます。ある意味では強行的なものもございますけれども、生活がもう支えられないという強い悲鳴にこたえられた部分がございます。まして、これを政府といたしましては全面的に支援してまいりたいと思っております。

全庁からいろいろな御支援をいただいております。生活再建、災害復旧支援、このことに一点焦点を当ててやっております。一般貸し付けといたしまして一・六五の貸付制度がございますが、この別枠にいたしまして、災害復旧特別貸し付け〇・七五という制度を援用いたしまして、これ支援をいたしました。その残りの〇・七五に關しまして、政府、国と東京都、三宅島、三者一体になりまして負担をいたしまして、無利子融資ということをやっております。これは非常に喜ばれております。それからもう一つは、一般金融機関、これは政府三公庫からの支援でございますが、一般金融機関からは、セーフティーネット四号の災害指定を受けてまして、これも倍の枠を設けて支援しております。

これがいずれも三月いっぱいまで特別措置の期限が切れるわけでございます。そこで、本省といたしまして、これから、これらの金融措置を待たれる方々がお待ちでございますから、何としても延伸したいということで今対応しております。特別貸し付けに關しましては一年間を目標に、そしてまた利子補給に關しましては、ずっとというわけにはいきませんから、せめて半年は延ばしたい、こういうことで骨子を固めまして、期限いっぱい三月の下旬の閣議にかけてこれを正式決定したい、このように思っておりますので、どうぞこちらにおいての各先生方にも御支援をいただきたいと思っております。

○塩川委員 利子補給を初めとして延長の措置をとっていただけるということで、島民の方にとっても未来への希望が見えるという点が政治に求められている、そういう対策としてぜひともお願いをしたいと思っております。これも第一弾ということで、引き続き支援策について取り組んでいただきたい、この点を御要望いたします。

保坂副大臣、参議院の本会議でそうで、御退席ください。ありがとうございます。

それでは、独禁法の質問をさせていただきます。価格の同調的引き上げに関する報告徴収規定の廃止について伺いをいたします。

最初に、この価格の同調的引き上げに関する報告徴収が設けられた、その制度の趣旨は何なのか、この点について御説明をください。

○竹島政府特別補佐人 十八条の二、価格の同調的引き上げに関する報告徴収の規定でございますが、これは昭和五十二年の法律改正で導入されたわけでございますが、その背景、趣旨は、昭和四十年代以降の物価上昇、そういう状況のもとで、マーケットでは寡占市場化が進んでいる、価格の下方硬直性が見られる、加えて同調的な値上げといういわゆる管理価格問題というのが大変強く指摘された、そういう時代背景がございます。

そこで、独禁法のカルテルというのは、企業間に合意がなければカルテルではないわけでございます。カルテル規制ではそういった事態を処理できないということで、一定の分野、寡占的な事業分野において三月以内と同じような値上げが行われたというような場合には、これを公正取引委員会が調査いたしまして、その結果を国会に年次報告の中で御報告する、こういう規定が入ったわけでございます。これは、このことによつてそれぞれの企業が価格決定に当然より慎重になるだろうという期待が込められた規定であるというふうに理解しております。

○塩川委員 意思の連絡のない同調的な行為について、やはり望ましくない、独禁法違反ではないけれどもそれについて何らかの対策が必要だとい

うことが制度の趣旨だと思えます。それを今廃止する理由は何なのか、この点をお聞かせします。

○竹島政府特別補佐人 この報告につきまして、私ども公正取引委員会も定期的に市場構造の変化を捕捉して、どういう事業分野がこれに該当するかということ調査しなきゃならない、かなりの行政コストを要します。一方、企業側も、我々の調査に協力をしなきゃならない、いろいろなデータを出さなきゃならぬということで、行政、企業、双方にとつてそれなりのコストがかかっております。

一方、この効果はどうなのかということを考えてみますと、場合によっては、同調的な調査を受けた、しかしこれは独禁法違反ではない、言ってみれば、これで公正取引委員会のお墨つきが得られているんだというふうにとられる向きもある。そういうことを考えますと、これはコストと社会全体が得られるメリットとを比べてバランスしないと言わざるを得ない。

かつ、調査対象は全国的な価格変動を見ているわけでございます。しかしながら、御存じのように、今企業の価格戦略というのは全国一律ということではございませんで、分割してなされる場合もある、そういったものは対象にならない。

それから、当時のように企業間取引が建て値制で行われているときはわかるわけでございますが、今建て値というのとはかなり形骸化しております。実際幾らで売っているかというのは別な価格でやっているわけでございます。そういった二十五五年間のうちにいろいろな変化もある。

そういうことからしますと、現行の十八条の二というのは、これはもう廃止すべき時期ではないのか。それで、それによる弊害が仮にあるとすれば、これは、疑わしきはきちんと調べてカルテルとして摘発していくというのが本筋ではないか。そのために今回、犯則調査権限でありますとか措置減免制度を導入させていただいて、違反行為はきちんとやっていく、こういう方向に転換を

させていただきたい、こういう趣旨でござい

なっているの、同調的値上げの監視はかなりの効果があるとしてゐるわけですよ、効果がある

というのが一番肝心なこととございまして、罰則もない、何もなし、コストはたくさんかかるという規定を置いておくことというのは、今の時代ではやはり慎重に考える、むしろ私は否定的に考えるべきだと思います。

ますと、同調的な引き上げが見られる場合は、相手の協力を求めて、まず予備調査をして、要件に該当するとなると報告命令を出す。それで、引き上げ状況、時期、理由、さらには原材料の値上げが理由ということであればその内容等も求めるわけでございますから、当然に相手の負担はあるわけでございますけれども、我々、企業が負担感を持っているから廃止するというのでは決してございまして、先ほど委員長から御説明させていただいたような理由で総合的に判断して、廃止をするのが適当であると考へたものでござい

〇塩川委員 時代によって変化するのは当然のことでありまして、問題は、その効果があるかどうかの検証が行われたのかということだと思ふのですよ。お話を伺うにしても、効果があるのかないのかについての具体的な検証作業のお話は一つもありませんでした。理由として出ているのは、いや、公取もコストがかかるんです、企業側も負担がかかると。それが廃止の理由というのでは消費者が置いてきぼりであるわけで、消費者にとつて利益があるのかどうかということが問われなくちゃいけない。

ですから、こういう検証作業こそ今やって、それを踏まえて、廃止するんだつたら廃止をするということがあるんじゃないんですか。このような検証も行わずに、抑止効果が薄れたとどうして言えるんでしょうか。

〇塩川委員 いや、私、ですから、そういう検証作業もしていないのに大変だからやめましょうというのでは、消費者の方には納得を得られないんじゃないかなというのを申し上げているわけ

〇塩川委員 いや、竹島委員長が廃止の理由の一つとして、公取としての行政コストもかかるし、企業側のコストもかかるということをおっしゃったので、その点を確認したわけですが、私、そのあり方そのものが問題なんじゃないかなと。現状は、企業側から引き上げという理由を聞くわけですが、それは原材料が上ったとか、そういうことが出るわけですよ。それが、まあそういう意味では抽象的な理由になつて

〇竹島政府特別補佐人 これは定量的な検証ができる性格のものじゃないで、私どもが実態を見て、この調査によってカルテル事件が摘発されたことがあるわけでもない、同調的引き上げがやまったことでもない。したがって、消費者にとつてこの十八条の二というものが具体的なメリットを及ぼしたということはないわけでございます。

〇竹島政府特別補佐人 そういう検証であれば、もう御案内のように、デフレで厳しい価格情勢で、かつてのようなインフレに困った時代とは全然さま変わりしているということとござい

〇伊東政府参考人 研究会報告書等につきましてパブリックコメントを求めたわけでございますが、そうした意見の中には、十八条の二、価格の同調的引き上げの報告徴収制度に関するものも当然含まれておりまして、かつ、その廃止につきま

〇竹島政府特別補佐人 私ども、それなりの権限を持っているわけでございますが、権限の行使は、これは公正取引委員会に限らずですが、やはり保守的でないといけない。何でもかんでも企業に行つて調べてくるということではいけないわ

〇竹島政府特別補佐人 検証作業は、そういう特定の事業分野の価格動向がどうだったということをもつてこの規定の効果をはかるということとは、少なくとも、二十五年前はわかりませんが、今そういう手法でもつてこの規定の効果をはかるというの私は説得的ではないと。むしろ、今ある申し上げたようなことから判断して、この規定がより価値、意味があるかどうかということを今なりに考えるべきだと思います。価格が仮に下がつていても、別な要因でカルテルということがあ

〇塩川委員 今読み上げたのは公正取引委員会が言っているんですよ、当時。公正取引委員会が自分たちのこの制度がどのように機能しているのかということを検証するというところで行つて

〇伊東政府参考人 研究会報告書等につきましてパブリックコメントを求めたわけでございますが、そうした意見の中には、十八条の二、価格の同調的引き上げの報告徴収制度に関するものも当然含まれておりまして、かつ、その廃止につきま

〇竹島政府特別補佐人 私ども、それなりの権限を持っているわけでございますが、権限の行使は、これは公正取引委員会に限らずですが、やはり保守的でないといけない。何でもかんでも企業に行つて調べてくるということではいけないわ

〇竹島政府特別補佐人 検証作業は、そういう特定の事業分野の価格動向がどうだったということをもつてこの規定の効果をはかるということとは、少なくとも、二十五年前はわかりませんが、今そういう手法でもつてこの規定の効果をはかるというの私は説得的ではないと。むしろ、今ある申し上げたようなことから判断して、この規定がより価値、意味があるかどうかということを今なりに考えるべきだと思います。価格が仮に下がつていても、別な要因でカルテルということがあ

〇塩川委員 今読み上げたのは公正取引委員会が言っているんですよ、当時。公正取引委員会が自分たちのこの制度がどのように機能しているのかということを検証するというところで行つて

〇伊東政府参考人 研究会報告書等につきましてパブリックコメントを求めたわけでございますが、そうした意見の中には、十八条の二、価格の同調的引き上げの報告徴収制度に関するものも当然含まれておりまして、かつ、その廃止につきま

〇竹島政府特別補佐人 私ども、それなりの権限を持っているわけでございますが、権限の行使は、これは公正取引委員会に限らずですが、やはり保守的でないといけない。何でもかんでも企業に行つて調べてくるということではいけないわ

〇竹島政府特別補佐人 検証作業は、そういう特定の事業分野の価格動向がどうだったということをもつてこの規定の効果をはかるということとは、少なくとも、二十五年前はわかりませんが、今そういう手法でもつてこの規定の効果をはかるというの私は説得的ではないと。むしろ、今ある申し上げたようなことから判断して、この規定がより価値、意味があるかどうかということを今なりに考えるべきだと思います。価格が仮に下がつていても、別な要因でカルテルということがあ

〇塩川委員 今読み上げたのは公正取引委員会が言っているんですよ、当時。公正取引委員会が自分たちのこの制度がどのように機能しているのかということを検証するというところで行つて

〇伊東政府参考人 研究会報告書等につきましてパブリックコメントを求めたわけでございますが、そうした意見の中には、十八条の二、価格の同調的引き上げの報告徴収制度に関するものも当然含まれておりまして、かつ、その廃止につきま

〇竹島政府特別補佐人 私ども、それなりの権限を持っているわけでございますが、権限の行使は、これは公正取引委員会に限らずですが、やはり保守的でないといけない。何でもかんでも企業に行つて調べてくるということではいけないわ

〇竹島政府特別補佐人 検証作業は、そういう特定の事業分野の価格動向がどうだったということをもつてこの規定の効果をはかるということとは、少なくとも、二十五年前はわかりませんが、今そういう手法でもつてこの規定の効果をはかるというの私は説得的ではないと。むしろ、今ある申し上げたようなことから判断して、この規定がより価値、意味があるかどうかということを今なりに考えるべきだと思います。価格が仮に下がつていても、別な要因でカルテルということがあ

〇塩川委員 今読み上げたのは公正取引委員会が言っているんですよ、当時。公正取引委員会が自分たちのこの制度がどのように機能しているのかということを検証するというところで行つて

〇伊東政府参考人 研究会報告書等につきましてパブリックコメントを求めたわけでございますが、そうした意見の中には、十八条の二、価格の同調的引き上げの報告徴収制度に関するものも当然含まれておりまして、かつ、その廃止につきま

〇竹島政府特別補佐人 私ども、それなりの権限を持っているわけでございますが、権限の行使は、これは公正取引委員会に限らずですが、やはり保守的でないといけない。何でもかんでも企業に行つて調べてくるということではいけないわ

〇竹島政府特別補佐人 検証作業は、そういう特定の事業分野の価格動向がどうだったということをもつてこの規定の効果をはかるということとは、少なくとも、二十五年前はわかりませんが、今そういう手法でもつてこの規定の効果をはかるというの私は説得的ではないと。むしろ、今ある申し上げたようなことから判断して、この規定がより価値、意味があるかどうかということを今なりに考えるべきだと思います。価格が仮に下がつていても、別な要因でカルテルということがあ

〇塩川委員 今読み上げたのは公正取引委員会が言っているんですよ、当時。公正取引委員会が自分たちのこの制度がどのように機能しているのかということを検証するというところで行つて

〇伊東政府参考人 研究会報告書等につきましてパブリックコメントを求めたわけでございますが、そうした意見の中には、十八条の二、価格の同調的引き上げの報告徴収制度に関するものも当然含まれておりまして、かつ、その廃止につきま

〇竹島政府特別補佐人 私ども、それなりの権限を持っているわけでございますが、権限の行使は、これは公正取引委員会に限らずですが、やはり保守的でないといけない。何でもかんでも企業に行つて調べてくるということではいけないわ

けでございまして、違反行為をより迅速かつ効率的に最少のコストでもって摘発をし、処分ができればということが大事でございまして、

価格のあり方について、企業秘密という問題もございまして、何を根拠に調査をするかということがはつきりしていませんと、企業に対する調査も当然壁があるわけでございまして、そういうことを考えますと、この同調的な価格動向を調査して報告するというときの調査についてもおのずと限界があると思っております、そういう意味では、それをより分析せよというのは、この制度のもとではやはりふさわしくないし、こういう制度をもとにそういう非常に詳しいことを企業に対して調査をするということは慎むべきであるというふうに思っております。

○塩川委員 これをなくすということになれば、当然のことながら、企業側に逆に同調的引き上げについて容認するような誤ったメッセージを送ることになりはしないか、そういう懸念も生まれるわけですから、どう対応されていかれるのか、具体的な対応方法について御答弁いただきたいと思っております。

○竹島政府特別補佐人 繰り返しになりますが、要するに、疑わしきは罰せずという大きな壁がある中で、今回は、特に密室性それから証拠も残さないという行動が見られる独占禁止法違反行為について、措置減免制度を導入することにより、またあわせて強制調査権限である犯則調査権限をいただくことにより、きちんとした証拠を得る、それによって違反行為を的確に摘発するということが何よりも大事なことであり、そういうことによつて、仮に同調的価格引き上げの裏にカルテルが潜んでいれば、それを暴き出すということが可能になってくるだろう、今よりはるかに可能になってくるだろう、それが本筋であると思っておりますし、そういう方向でこれからの公正取引委員会の活動をしていきたいと思っております。

○塩川委員 終わります。ありがとうございます。

○河上委員長 次に、高山智司君。

○高山委員 民主党の高山智司です。今回改正されるこの独禁法で公正取引委員会の権限がどんどん強化される部分もありますので、それにつきまして、公正取引委員会の方に、財団法人公正取引協会というのがありますので、その件についてまず伺いたいと思っております。

この財団法人公正取引協会といふのは、虎ノ門にありまして、財団法人なんですけれども、ホームページなんかを見ますと、「入会のご案内」、こうなっております、その中で、独占禁止法の専門調査機関として公正取引委員会の施策について情報提供しておりますなどという書いてあります。

その中で、会員になってくれれば多くの特典がありますというふうにホームページの方に書いてありましたので、私もきちんと名乗りまして、取材といひますか聞いてみました。どういう特典があるんですか、またどういう事業をやっているんですかというのを聞いてみましたら、ちよつとびつくりするようなことが出てきたんです。まず、会員になってくれると特典がある、その特典は何なんですかと言いましたら、現職の公正取引委員会の職員の方から講習を受けられる、そういうようなことが書いてあつて、しかも、普通の会員で四万円、それで特別賛助会員というのがありまして、それは一社当たり十五万円だ、それを取つていて勉強会をやっているんです、こういう話でした。

まず、ちよつと確認したいんですけれども、現職の職員の方あるいは公正取引委員会の委員長は、この公正取引協会の講習会等に出かけられたことはありますか。

○和泉澤政府参考人 お尋ねの公正取引協会でございますけれども、お話しのとおり、独禁法及び関係法令の普及啓蒙などを目的といたしまして、昭和二十五年に設立された財団法人でございます。会員は現在約七百二十名でございます。一般企業、事業者団体のほか、法律事務所それから大

学、さらに弁護士や学者等の個人が会員になってございます。

公正取引協会の事業内容でございますけれども、独占禁止法等に関する調査研究などをしてございまして、その中で、講演会、講習会の開催も行つてございます。

それから、講師としてあるいは講演に行くことがあるのかというお尋ねでございますけれども、公正取引協会につきましては、今申し上げました独禁法の普及、また違反行為の未然防止という観点から、講習会、講演会を開催してございます。それで、私どものいわゆる職員また公正取引委員会委員長もその講演に出るということはございまして、公正取引委員会委員長の場合には、年一回、一月でございましてけれども、そうした講演会というものがございまして。

○高山委員 つまり、去年もことしも、公正取引委員会の委員長及び現職の職員の方はこの公正取引協会の主催する講習会に講師として行ったことがあるということですか。もう一回この点だけ確認させていただきます。

○和泉澤政府参考人 さようでございます。

○高山委員 あと、こちらに今、理事・監事名簿というのがあるんです。これは公正取引協会のものなんですけれども、会長をやられております柴田章平さんという方がいらつしやいますけれども、この方は公正取引委員会の委員だったことはあります。

○和泉澤政府参考人 現在会長の柴田章平氏につきましては、公正取引委員会委員ということで、公取の在職経験がございまして。

○高山委員 あと、この副会長の矢部さんという方、この方も公正取引委員会にいたことはあります。

○和泉澤政府参考人 副会長の矢部氏につきましては、現在実践女子大の教授でございますが、公正取引委員会事務局に勤務経験がございまして、公取の在職経験がございまして。

○高山委員 私、ほかの予算委員会でも質問したんですけれども、裁判官の訴追委員会というのが衆議院にあるんですよ。弾劾裁判所というのは参議院の中に事務局があるんですね。その訴追委員会の事務局長、これは実質的にいつぱいこういう裁判官けしからぬと来たのを精査する役の人、この人が裁判官だったと。裁判官訴追委員会の訴追側の、いわば検察官の役の人ですよ、これが裁判官の人が事務局長をやつていた、だから問題じゃないですか、こういう質問をしましたら、確かに問題だということでした。

それで、お聞きしたいんですけれども、公正取引委員会というのは準司法的機関で、審判機能あるいは訴追機能、こういう裁判所とか検察官に似た仕事をしていられると思うんですけれども、その点いかがですか、準司法機関だと思ふんですけれども、準司法機関ですかという確認です。

○和泉澤政府参考人 公正取引委員会につきましては、講学上の独立行政委員会、準司法的機能を持つということには言われてございます。

○高山委員 そうしますと、ほかの官庁にもこういう協会があつて、いろいろ業界の人たちを集めて勉強会を開いていられるのはあると思ふんですけれども、特にこの公正取引委員会というのは準司法機関で、訴追側になる可能性もあるわけですよ。その人たちが会長とか副会長とか理事に結構大勢天下つていて、しかも職員、現職の人まで派遣しているということは、これはかなり問題だと思ふます。実質的に問題がないとしても、形式的にこれは問題だと思ふます。だから、実質的に害がないということではなくて、形式的に区別していただかないと困ると思ふんです。

しかも、私、いろいろこの公正取引協会に伺いましたら、公正取引協会に公正取引委員会からいわれる天下りみたいなものを受け入れていますかというような話を聞きましたら、いや、これは必要なことなんだ、当然受け入れてますよ、これは押しつけられたということではなくて必要なことなので我々はいわゆる天下りを受け入れておりますというお答えもありました。

また、先ほど会員企業がたくさんあるということ

とでしけれども、私がいろいろ聞いたら、結構重厚長大産業、石油ですとか建設ですとか、そういう方がすごく多いんですね。

参考までに、この間排除勧告されたインテル社ですとかドン・キホーテ、こういった会社がこの協会の会員になっているかどうかというのは御存じですか。

○和泉澤政府参考人 お答えいたします。

今御指摘の企業については、会員ではないということでございます。

○高山委員 今回のインテル社の排除勧告、あるいはドン・キホーテの不当販売という不公平取引、こういうことに問題があったか否かという現実的な議論は、この後また同僚議員の方で厳しくしていただけますから、それはいいんですけれども、入っていない企業だからばんばん排除勧告を出して、そうじゃない既存の企業に関しては、こういう勉強会なんかを開いてこの辺がさじかげんであるということをはっきりと教えないんじゃないかというような疑問を持たれかねないと思いますけれども、これはこの後も、来年、再来年も、公正取引協会の方から講師の依頼があった場合には、公正取引委員会の方では、現職の職員の方あるいは委員長、これは派遣に必ずしも限りませんか、来年度とか。

○竹島政府特別補佐人 私どもは、財団法人公正取引協会の活動、それと公正取引委員会の関係について、何らかしかなところはなと思っています。

要するに、独占禁止法の趣旨、目的、これをきちんと普及啓発するということが大事なことでございまして、その中核を担うものとしてこの公正取引協会が活動しているわけでございます。

したがって……（発言する者あり）それは、そういうことでございまして、その機会を公正取引協会において設けられた場合は、私は委員長として、当然の社会的な責務として、講演をするということはこれからもしなければならぬと思います。

○高山委員 今回の後、かなりこの独禁法の条文やら指針やらがあいまいなのでおかしくなっているということを今から質問しますけれども、これは結構わかりにくいんですね。それで、何か独禁法の関連集とか指針ですとか考え方についてとか、いろいろ出ているわけですよ。かなりわかりにくい。

それで、わかりにくいんですけれども、例えば元公正取引委員会の委員をやっていた人が弁護士さんを開業されて、自分は独禁法に強いんだというところの顧問弁護士になるのであればまだわかりますけれども、こういう公正取引協会に協力するという形をとって現職の方が行って、実際にこのくらいがさじかげんであるということをおっしゃっているというのは、これは僕は形式的に利益相反だと思えます。訴追側の人が訴追されるかもしれない人たちに勉強会だといって、しかも会費を取って、しかも、いろいろ聞きまじたら、いろいろなほかの会社ごと勉強会でも講師を派遣しますよとか、あるいは団体で何社か集まってやってくれた場合にも講師を派遣しますと。それは、公正取引委員会の方でわざとこういうわかりにくい運用をしているか、何かさじかげんができる部分をつくって置いて、御丁寧に教えるに行っている、そういうような気がいたします。

とにかく、公正取引委員会は、これからとにかく経済憲法の独禁法を運用していく立場で、私も個人的には、これは中にファイアウォールがあったりなんなりということに信頼はしています。

ですけれども、これは李下に冠を正さずとか、形式的に訴追側と訴追される側が懇親の機会を持つたり、そういうお金を払えば講習を受けられるということ、これは問題だと思えますね。

ですから、もし改められるのであれば、この後講師の派遣の依頼があっても、ぜひ行かないようにしていただきたいというふうに私は思います。それで、ちょっと質問を変えたいと思います。公正取引協会のことは以上でございまして、けれども……（発言する者あり）これはもう問題なんで

まだやってもいいんですけれども、私ほかにやりたいことがあるものでちょっとやらせていただきます。

それで、この独禁法の問題で、最近知的財産の保護だということで、これは中川大臣に伺いたいんですけれども、日本はコンテンツ重視の時代に入ったということですが、まず、この法で言うコンテンツというのは何かなるものかという点から、漠然とした質問なんです。コンテンツ産業というときに、コンテンツ保護だと言っているけれども、これはどういうものをまず保護していけばいいとお考えですか。

○中川国務大臣 おはようございます。今高山委員からコンテンツの保護の対象、つまりコンテンツとはどういうものを指すかという御指摘でございますが、法律上コンテンツとはどういうものかという定義はないというふうに承知をしております。

ただ、事例としては、もう委員御承知のように、映画であるとか、あるいはまたコンピュータのソフトであるとか、あるいはまた漫画であるとか、そういうものであると、そして、日本は資源がないとかいろいろ制約のある中で、日本として今後産業競争力を強化していく部門の一つとしてコンテンツの育成というものが非常に重要であるという認識を持っておりまして、新産業創造戦略の重点七分野の中でもコンテンツというものを位置づけしているわけでございます。

したがって、委員の御指摘に関しては、きちっとした有権解釈的な定義はございませんけれども、いわゆる我々の頭の中から出てきて、そして、それをもって音楽ソフト等も含めていろんな事例について、ある意味ではコンテンツ保護という観点からは幅広く考えていきたいというふうに考えております。

○高山委員 ありがとうございます。

今大臣がおっしゃるとおり、コンテンツというのは映画だったりコンピュータのソフトだったりいろいろあるわけです。これは、今私は四枚C

Dみたいなものを持ってきたんですけれども、それこれこれですか、大臣、見て区別がつかますか。例えば、これはコンピュータのソフトが入っています。これは音楽ソフトですね。これも音楽が入っている。これは中に何も入っていないものなんですよ。

これをいろんなようになっていくように、コンテンツ保護といったときは、やはり内容ですよ、保護されなきゃいけないのは。こういうデータが入っているメディア、CDだとかあるいはフラッシュメモリーだとか、こういうメディアというものと、この内容であるコンテンツ、これは一応分けて考えるべきだと思うんですけれども、こういうものを一応分けて整理して考えるということにしまして、まず中川大臣、これが形式的には全然区別がつかない、だけれども中身によって一応これは差がついているんだということの御理解でよろしいかどうか、まずその確認だけさせてください。

○中川国務大臣 今御指摘のように、それが表の部分でない、銀盤というか、裏の部分だけで見ますと、音楽なのかあるいは広辞苑の辞書なのかあるいは私の個人的なものを記録したものか全くわかりません。したがって、コンテンツというものを保護するということは、その中身を保護することというふうに御理解をいただきたいと思えます。

○高山委員 それで、私もコンテンツはこれから非常に保護していかなければいけない、著作権だとかあるいはクリエイター保護、こういうことは非常に大事である、日本も非常によくそれはやっていると思えます。

その中で、これは今回独禁法ということで、再販制度について伺いたいんですけれども、まず、これは例えばコンピュータのウィルスソフトなんですよ。これは日本で発売されている日本の歌手が歌っているCDです。これは海外の映画のサウンドトラック盤なんですよ。あとこれは生のただのCDなんです。公正取引委員会に伺い

たいんですけれども、この中で再販制度で保護されているものというのはどれなんですか、今いろいろソフトのある中で。

○山本政府参考人 私どもが、独占禁止法第二十三条第四項の規定に基づきます著作物の再販制度として独占禁止法上適用除外されておりますと考えっておりますのは、先生御指摘の中では音楽用CDについてでございます。これ以外に書籍、雑誌、新聞というものもございまして、お示しのものにつきましては、最近レコードというのは少なくなっておりますけれども、レコードと機能、効用が同様である音楽用CDという解釈をいたしております。

〔委員長退席、高木（陽）委員長代理着席〕
○高山委員 そうしますと、例えば、これは映画が入っているDVDなんかは再販価格は維持しなきゃいけないんですか。再販制度はもう禁止されているということですか、映画の入っているDVDなんかは。

○山本政府参考人 私どもの解釈をいたしましては、映画が入っておりますDVDにつきましては許容されている著作物とは考えておりません。

○高山委員 これは要するに、CDみたいなものがありますよね、これそのものはほとんど価値がなく、何にも入っていないCDであれば、これは大体一枚五十円とか八十円ぐらいなわけですよ。それで、音楽が入っているCDだと、日本のものであれば三千八百円。それで、例えば海外からの輸入であれば二千円ぐらい。DVDソフトだと、昔の映画だったら九百八十円だけれども、最新のは例えば三千八百九十円。ウィンドウズだ何だ、こういうソフトが入ったものは四万円とか、結構高いのがありますよね。

これはちよつと中川大臣に伺いたいんですけれども、コンテンツを保護していくということで、これはわかるんですけれども、何かこの媒体だけで見たら、実はこれは全部同じなんです。これに何が載ったかということと値段が違っていくわけですよ。まず、媒体としては全

部同じものということで、中身によって値段が変わる、これは私は納得ができません。

だけれども、これはただの媒体なんですけれども、中身がいろいろ載っている中で、日本で発売されている音楽が入っているという物体だけどうして再販価格が維持されているんですか。それをちよつと中川大臣に伺いたいんです。

○中川国務大臣 再販価格の議論、これは独禁法、したがって公取委員会の方の所管として、今も条文を読みましてけれども、今、高山委員がおっしゃったとおり、中身が入っているものの、例えばテープであるとかCDであるとかレコードであるとかの価格について再販価格が認められているというものであります。

私の方が先ほど申し上げたいいわゆるコンテンツというものは、広い意味の知的財産という観点から、例えば有名な人気ある作曲家のレコードの歌とかあるいはまた映画とか、そういうものを保護するというのは、例えば著作権であったり、そういう観点からの権利保護であり、また、それによつて経済的な利益が得られるということもあると思えますから、そういう意味で著作権を保護するというところでございまして、今御指摘のように、その中身が、例えばCDだとかテープだとかレコードだとか、だから再販価格が維持されるんですよという議論とは実体的には重なる部分もこういう媒体についてはあるのかもしれないけれども、我々の方のコンテンツ保護、知的財産の保護というのは、あくまでも中身の価値に対しての保護だということに御理解いただきたいと思いま

す。

○高山委員 大臣にまたちよつと質問したいんですけれども、そうしますと、例えば音楽CDは中に入っているのが音楽である、要するに、コンピュータソフトの何かデータとかそういうのとはまた違つて音楽データが入っている、だからこれは保護しなきゃいけないんだ、それをしかも手段として再販という制度を使ってまで保護しなきゃいけないんだ、こういうようなお考えでしょ

うか。

○中川国務大臣 再販についてはちよつと公取の方からお答え願いたいんですけれども、例えば、ある音楽についての知的財産の保護というのは著作権によつて保護されているわけですが、それは、著作権法上はレコードであらうがCDであらうが、あるいはまた極端に言えばテレビで流れているものを録音してばつと売っちゃった場合も含めて、これはいけないわけでございますから、そういう意味で、中身についての保護という意味であります。

○高山委員 いや、ちよつと今自分の質問とかみ合わなかつたんですけれども、要するに、いろいろなコンテンツがあつて中身を保護しなきゃいけないというのはわかりますけれども、この中で再販がとられているのは音楽用のデータだけなんです。要するにいろいろなデータが載っているわけですよ、ね、この中に映画の中にある海外の曲もあるし、いろいろ載っている中、日本で発売されている音楽データだけ価格維持が認められている。では、それを認めるのであれば、DVDだとかゲームソフトも全部認めていいというようなことになるんでしょか。これは大臣にちよつと伺いたいんですが。

○中川国務大臣 率直に申し上げて、けさ打ち合わせをしているときに、DVDはなぜ入らないのかというふうには私は事務局に聞いたんですが、その辺は公取の方に御質問いただければ、私自身も、率直に、なぜDVDとかそういう新しいものについては再販の対象にならないんですかということ、私からも公取の方にぜひお聞きしたいなというふうには思っているところでございます。

○高山委員 それでは公取の方にも伺いますけれども、まず、音楽CDの再販が認められている根拠なんですけれども、これは根拠条文は何ですか。

○竹島政府特別補佐人 根拠条文は二十三条の四項でございます。

それから、ちよつと御説明申し上げてよろしい

でしょうか。今、音楽用のCDだけでそれ以外の似たようなものは、DVDはどうして認められないのか。これは沿革を申し上げないと御理解いただけないと思います。そもそも……（高山委員「ちよつと、そんな長くなるんだつたらいいですよ」と呼ぶ）

いずれにしても、音楽CDだけをレコード盤と同一の機能を有しているということで認めているわけでございます。それで降出てきていますものについては、これは認めておりません。

○高山委員 済みません、今二十三条ということだったんですけれども、そこに何かレコード盤とどうのこうのと同じ機能とかどこにも書いていないんですか、音楽CDだけやっていますか、音楽CDだけ。

○山本政府参考人 独禁法の条文では、著作物を発行する事業者が再販価格をコントロールできるということでございます。

私ども、その著作物の内容として書籍、雑誌、新聞、それから、これは昭和二十八年に導入されたわけでございますが、当時はレコード盤ということでございます。……（高山委員「ここに書いてある、何を根拠に言っているんですか、それは」と呼ぶ）それは、解釈として申し上げているわけで、法律の条文としては著作物という概念でございます。

○高山委員 これは著作物と書いてあるだけで、いろいろなものがメディアでどんどん出てきていますよね、著作物でいろいろのものが出てきています。この中で、どうして音楽のCDだけ再販を認めて、ほかは認めない。例えば、音楽のCDだけが再販価格維持しているのは問題じゃないかと

言つても、いやこれは認められているものなんですと云うんですけれども、この根拠が物すごくあいまいなんです。

私、これからちよつと公取の方に質問したいのは、これが文化的なものであるとか、例えばコンテンツを振興しなきゃいけないとかいう実質面に入る前に、また形式論で恐縮なんですけれども、

法律にも書いていなくて、何を根拠に音楽CDだけ再販の維持を認めているんですか。ちよつと根拠のものを示していただけませんか。

○山本政府参考人 根拠と申しますのは、まさに独占禁止法の著作物という文言を私どもとして解釈して運用をしているわけでございます。

それから、そもそも昭和二十八年に適用除外制度ができたのは、書籍、雑誌、新聞それからレコードの定価販売の慣行を追認すると申しますか、是認するという趣旨で適用除外制度が導入されたわけでございます。

そういうことで、レコード盤と同視できる音楽用CDについてはこれを著作物として解釈して、それ以外については、再販制度といえますのは独占禁止法の例外的な措置でございますので、限定的に解釈をするということで運用しているわけでございます。

○高山委員 昭和二十八年とか言いますけれども、そのときにこんなCDなんかないですよ。昭和二十八年の慣行といえますけれども、そのときにはいろいろ定価販売で売られていたものというのはほかにもいっぱいあったわけですね。化粧品だとかいろいろ売られていて、僕なんか小学校のときは定価幾らとか書いてあって、それがだんだん大人になっていくと標準小売希望価格とかだんだん書き方が変わってきて、あ、定価というのはいけなかったんだというふうにわかったぐらい。昔はむしろ定価販売というのが慣行だった。それがだんだん崩れてきて、自由競争で、競争促進なんだということだと思ふんです。これは公取の委員長に聞きたいんですけれども、こういう再販制度というのはこれからも維持しなきゃいけないですか。

○竹島政府特別補佐人 公正取引委員会の立場は、従来から再販制度は廃止をしたいというものでございまして、現に、あまたあった適用除外制度をどんどん削減してきました。今残っているのは、ハードコアの部分が残っており、その最たるものが著作物に係るものであるということでございます。

いまして、基本的には、独占禁止法上の精神、趣旨からいいますと、再販維持価格というものは、これは違法であるというものでございます。

したがって、商品が次から次へ開発されてきまされども、我々は極めて限定的に、廃止しようと思つていて、これからは、拡大する方向での運用は認めていない。

そのことについて、音楽用CDにつきましても、レコード盤と同じ、その前にはテープがあつて、その次にCDが出てきて、これはレコード盤と同じではないかと。これについては確かに同じなので、平成四年に公正取引委員会として、音楽用CDに関してはレコード盤と同様の扱いをしますという趣旨を有権解釈のもとで公表しているところでございます。

○高山委員 委員長、今、CDについては何かレコード盤と同じみたいなことをおっしゃつていましたけれども、根本的に違いますよ。

レコードとかテープというのは、いろいろダビングしていったらどんどん劣化しますよね。だけれども、このCDというものの、CDでもいいしMDでも何でもいいんですけれども、そういうものに載っているのは音楽のデータですよね。音楽のデータというのは、幾らコピーしても全然劣化しないじゃないですか。だから、根本的にちよつと考え方が違うんじゃないですか。レコードは、そのものを全く同じようにプレスしなければあれかもしれないけれども、これはだつて中のデータでしよう、取引の対象となつてはいるのは。

委員長にまた伺いますけれども、これはたまたまCDにそういう音楽の歌とかのデータが載つていて、そういう音楽のデータがある、これはコンピュータソフトのデータそのものは、じゃ保護しなきゃいけないということで、これは再販価格の適用除外になりますか。

○竹島政府特別補佐人 先ほど取引部長から申し上げましたように、認められているのは物なんです。著作物、物なんです。したがって、今おつ

しゃつたものはすべて情報でございますので、それは再販価格の例外にはなりません。

○高山委員 そうしましたら、一つ伺いたいことがあるんですけども、最近、家電量販店とか行けばわかりますけれども、こういうCDの、CDウォークマンというんですかCDプレーヤー、これはもうほとんど売つていないですよ。ずっと隅っこの方に追いやられてしまつています。カセットなんて言うに及ばず。今、一番主流は、こういうMP3プレーヤーというのですね。これは、全部この中に音楽のデータが入つてきて、気軽に持ち運べて聞ける。大体これが一番主流になつてきています。だから、音楽を聞く方法というのは、こういうMP3プレーヤーだったり、携帯電話にダウンロードして「着うたフル」とか

いうのは今聞く方法がふえていくわけですね。先ほど、今、委員長の見解では、情報だつたりデータというのは再販価格の適用除外にはならないというところでしたけれども、今、ダウンロードして、アイポッドとかの中に入れて音を聞こうかなと思つて、特に日本の歌を聞こうかなと思ふと、いろいろな音楽サイトが結構立ち上がつていくわけですね。

まず初めに、これはこの間も聞きましたけれども、確認ですけれども、その原盤権を持つているレコード会社さんが自分のサイトでその曲を売るときに価格コントロールする、これは違法ですか、合法ですか。

〔高木陽委員長代理退席、委員長着席〕

○山本政府参考人 メーカーが自分のサイトで物売る、情報を売るといふときに、自分の価格を決めるのは当然でございますので、それは何ら問題ないわけでございます。

○高山委員 これは、実際いろいろ調べてみますと、日本の場合、例えばA社のサイトに行つて、じゃこの曲を買おうかなとすると、ダウンロード方式を選んでくださいとなつてそこへ行きますと、何かこういうレーベルゲート共通ショッピング

グカートというページに行くんですよ。それで、ほかのレコード会社、だからA社じゃなくて例えばB社のサイトから行つても、結局買うときには、一曲幾らというのを行くときにはレーベルゲート共通ショッピングカートというところに行くんですよ。

このレーベルゲートというのは一体何なのかと思つて調べてみたら、日本にあるレコード会社の三十九社全社が、インディーズとかありますけれども、大手レコード会社全社が共同出資してつくつてある会社だ。つまり、音楽配信をして、じゃ買おうかなと思つて実際に決済を受けるときは、ほぼ九〇%以上、このレーベルゲートのページに行くんですよ。

これは、価格カルテルといえますか、しかも、一曲二百円、外国の曲は百五十八円、全部同じ値段なんですよ。これは再販価格維持しているということになりますか、公正取引委員会に伺いたいんですけれども。

○山本政府参考人 レーベルゲートの詳細についてしっかり把握しておりませんので、個別の事案についてはコメントは差し控えていただきますけれども、一般的に申して、共同出資である会社をつくつて事業を運営するということは許容されているわけでございまして、そのこと自体が直ちに問題ということではないと思ひますが、それ以外に、例えばそれで個々のレコード会社が配信することを相互に制限し合つていたりとか、そういうレコード会社間の競争を制限するといふような取り決め、これは明示、黙示を問いませんけれども、そういうことが起これば独占禁止法上の問題は生じるのかな、そういう考えでおります。

○高山委員 今、公取の答えでは、共同で事業をやることはどうのこうのといふことでしたけれども、だつて、事実上、音楽配信で曲を買おうと思つたら、日本の楽曲はここからしか買えないんですよ。

それで、ここで価格コントロールをひよつとしたりしているんじゃないのかな。形的には別会

社ですよ。だけれども、出資しているのは、今までのレコード会社が全部出資しているわけですね。こういうような形態というのは、これは価格コントロールのためにわざわざ一社でやっているんじゃないかというふうに思わざるを得ないんですけれども、改めて公取の見解をまず確認しておきたいんです。

○山木政府参考人 先ほども申しましたように、レーベルゲートとレコードメーカー間の関係とか詳細な契約関係がわかりませんので、一般的なことを申し上げますけれども、レコード会社とレーベルゲートの間の契約関係が例えば委託だといったしますと、一般的には、物の委託をする場合に価格を決めるということは、メーカーで決めてその価格で配信してくださいますというところは十分考えられるわけですので、そういう会社間の契約関係とか事実関係を把握しないと、直ちに再販かどうかとは申し上げられないということでございます。

○高山委員 恐らく相当考えてつくったんじゃないかと思うんですよ。いろいろサイトを見ていくと、僕みたいなこういう調べる人じゃないとわからないようなところに、確かに、各レコード会社から受託を受けて運営しておりますというふうに書いてあるんですよ。

ですけれども、これは伺いたいんですけれども、受託であれば価格を維持するのはしょうがないねという場合の、公取が言っている場合というのは、例えばいわゆる一坪ショップみたいな棚だけ貸しているみたいなもので、ここの棚だけお店の場所を貸してちょうだいね、ここに置くのならば僕は幾らで売ってくださいねというふうな、そういうものをイメージされているんじゃないんですか。まず、その受託形態というのはほかにどういうものがあるか聞きたいんですけれども。

○山木政府参考人 委託と申ししても、物の委託、こういう場合の情報の委託、いろいろな形態があるかと思えます。したがって、どういう事実関係、契約関係になっているかというのが

重要だと思っております。

一般的に、物の所有権を委託側に留保し、危険負担も委託側が持っている、そういう場合に価格をコントロールするということは、再販価格維持は原則違法ですけれども、再販価格の維持にはならないということで、一般には許容されているところでございます。

○高山委員 ただ、これは、インターネット上ですから、びつとクリックすると次のページにすぐどんどんどんどん飛んでいくということで、これは体裁的に見ますと、各音楽配信のダウンロードできますよというサイトは、あたかも一般のCDショップのように、いろいろな曲が選べる、各レーベルのものもいろいろ選べるよ、こういうふうになっているんですよ。それで、いざ買おうと思うと必ずここに行っちゃう、選ぶところに。

だから、CDショップで、仮に再販価格が維持されていなくても、レジのところには必ず同じ会社の人がいって値段をチェックしているというふうな状況とこれは似ていると思うんですよ。要するに、クリックして変わるだけですから、画面上の体裁で見ると、いろいろなものが選べるようになっていても、結局一カ所に行ってしまうということ、これは僕はかなり問題だと思います。

それで、もっと問題なことを言いますね。MP3プレーヤーというのでいろいろな配信方式があると言いましたけれども、実はこれは、今、すごく大きく分けて二大方式といますか、ソニー方式とアップル社の方式と二大勢力でやっているわけですよ。日本でもアップルというのは物すごく売れているんですよ、残念ながら日本では、アップルにダウンロードして、音楽配信でもって音楽を入れるということが今できないんですよ。

それは何でかという、このアップル方式の方に日本のレコードメーカーが楽曲の提供をしてくれないからだ。アップルそのものは、もう三年も前から売っているんですよ。でも、全然楽曲の提供がないから、今実際に聞けていない。それ

で、ユーザー側からすると非常に使い勝手の悪い機械である方の、ソニー方式といますか、MP3プレーヤーを買わないと日本の曲は聞けないというのが今現状なんです。

これは公取の方に聞きたいんですけれども、もし、両陣営の制度の争いがあって、一方の機械の方式に対して楽曲を提供しないということであれば、これは独禁法の違反になりますか。

○山木政府参考人 これも一般論でございますけれども、ある事業者がどういう技術、どういう規格を採用するかということは、それはその事業者の判断でございますので、直ちに独禁法上の問題は生じないというふうに思っております。

ただ、御指摘の点につきましては、その詳細な事実関係がわかりませんので、これ以上のコメントはこの場では差し控えていただきたいと思います。

○高山委員 中川大臣にも伺いたいんですけれども、とにかく、これからコンテンツは大事だ、コピーコントロールとかそういう技術をどんどん発達させて、適正な著作権の利用をしようかなきゃいけないねということでございましてけれども、この音楽配信ですけれども、今までの慣行どおり、今までレコードは定価で売っていた、CDも定価で慣行で売っている、だからまた音楽配信も定価販売なんだ、こういうふうになるのが好ましいかどうか、これを中川大臣に伺います。

○中川国務大臣 先ほどの竹島委員長の御答弁と私の申し上げたことは、高山委員のおっしゃり方ですと、これは形式的な違いになるのかもしれないけれども、私は、あくまでも著作物に対しての権利保護ということで、相当の対価を得られるとか、あるいは海賊版とか模倣品を退治することとか、また今後御審議いただくことをお願いしております不正競争防止法の問題であるとか、そういう観点から、そういう知的財産の保護に値するものについての権利保護という観点からこの問題をとらえるのが私の立場でございまして、外形的あるいはまた独禁法上の再販制度の問題というのは

あくまでも公取の御判断ということで、私としては、それ以上申し上げるのは差し控えていただきたいと思います。

○高山委員 いや、これは政治家として、しかもコンテンツ振興というものは責任者ですよ。

それで、伺いたいんですけれども、これは音楽配信の問題だけじゃなくて、これからビデオとか映画ですね、あいつたものも当然、ビデオ・オン・デマンドといいますが、どんどん配信して買うように形態が変わってくると思うんです。今もVHSのあいうビデオ、DVD、両方並んでいますよね、レンタルビデオ屋さんへ行く。それが今度、音楽配信と同じようなビデオ配信になるかもしれない。

ですから、先ほど公取委員長が言いましたように、物ではなくて、情報ですとかデータというのを、しかも特にコンテンツだと、これをどういうふうに取り扱うのか、その価格をどういうふうに決めるのかというのは、非常にこれは国策だと思っております。

これは中川大臣に伺いたいんですけれども、そういうデータのやりとり、これも再販価格という制度を使って保護する必要があるのか、これをまず伺います。

○中川国務大臣 ですから、あくまでも私どもはコンテンツを振興したいということで、例えば人材の育成であるとか先ほど申し上げた権利の保護だとか、いろいろな形で振興する、そしてまた、いろいろなものの、すばらしい知的財産をどんどん生んでほしい、それに対する支援というのは、大いにそのために努力をしていきたいというふうな考えでありますし、他方、その保護のためのいろいろな制度も充実させていきたいというふうな思っておりますが、それを再販の観点からというよりも、むしろすばらしい著作物に対してはそれだけの、さつき対価というふうに申し上げましたけれども、例えば印税であるとか音楽の著作権であるとかそういう形で、権利の保護と同時に、や

はりインセンティブとして、いいものに対しては多少高いお金を払っても聞きたいとか読みたいとかということ、当然これはビジネスの世界としてあり得ることだろうと思います。

ただ、それと再販の形式、さつき委員長は物というふうにおっしゃいましたけれども、物という観点からとは、あくまでも私どものコンテンツ振興の観点とは直接的にはちよつと別の話に、さつき経緯、沿革という話をちよつと言いかつておりましたけれども、そういう観点もあるんだらうということ、あくまでも我々はコンテンツ振興のためにこれからも頑張っていきたいということ、御理解いただきたいと思ひます。

○高山委員 いや、コンテンツの振興ということでは全く異論はないし、むしろ私もやるべきだと思ひます。ただ、それは、要するにコピーをさせないでと、そういう不正コピーを防止する、そういう技術によつて克服されるべきであつて、再販制度という市場ルールを曲げるような、できればもうない方がいいんだというような制度を持つてやるのがふさわしいかどうか。しかも、これは諸外国にはないんです。音楽CDの再販があるのは日本だけです。

ですから、中川大臣、コンテンツを隆盛させる責任者として、大事なことは、お客様に向ひいるかどうかです。コンテンツを消費するのは一般の我々消費者。それで、例えば、あいつはすぐ万引きするかもしれないからといって、買ひ物行くのにずつと警備員が見張つていような今状態なわけですよ。やたらコピーするじゃないか、あいつはいけないじゃないかと。そうじゃなく、もうちよつとコンテンツの消費者を信頼するような立法をする必要があるんじゃないんですかね。

それで、コピーも、ここまでなら許すけれども、ここまでではもう違法だという線引きをする必要がある。私としては、コンテンツ隆盛のためには、どちらかといえば、コピーをどこまでやるかというコントロールでやるべきであつて、それを

市場ルールの例外中の例外である再販制度というのを使得やるのはいいかなと思ひますけれども、中川大臣に最後に、コンテンツ隆盛の手段としてはコピー防止というのを重視していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○河上委員長 次に、中山義浩君。

○中山(義)委員 ただいま高山さんからいろいろ質問がありましたけれども、間違えちゃいけないのは、彼は文学青年で、書籍や新聞の再販については大変制度として重要と考えておりますことをまずお話をしたいというふうに思ひます。それから、プロパテント政策についても彼は非常に關心を持つて、高い知識を持つておりまして、あえてこのCDの問題について疑問があるということ、質問をされたんだというふうな理解をいたしております。

それと同時に、今、委員長は答弁の中で、もとこの再販制度は廃止をしようというふうな声が聞こえたんですが、そういうことをちよつと、幾らうまい質問が来たからといって、これの間に、入れて、再販制度なんかは変えた方がいいのかなんとかと言つちやうたんじゃないでしょうか。

ちよつと答弁してください。

○竹島政府特別補佐人 これは、従来から公正取引委員会は、再販制度というものは廃止をしようというところでいろいろ努力をしてきたわけですが、平成十二、三年に特に著作物についての再販問題が大きな議論になって、結局、国会を含め国民の皆さんの理解が得られなかつた。世論が再販廃止で一致していないということに当面いたしまして、当面は存続するということにいたしましたというのを申し上げておるわけですが、私は今、その物の考え方、それから姿勢は変わつておりません。基本的に、これはいいものだと思つております。

○中山(義)委員 しかし、町の本屋さんがありますね、こういう本屋さんがだんだんなくなつていくというふうな現実があるわけですよ。私たちが

学生のときには、本を立ち読みしながら、申しわけないけれども買わないで、いろいろな本を読みながら知識を蓄積してきたわけですよ。大学のときなんかは、近くの本屋さんに学術書なんかありまして、学校の授業の合間にそういうものも読んで勉強したわけですね。でも、そういう懐かしい本屋さんが、大学の近くに行くと、なくなつていく。つまり、本というものの性格をよくわきまえていただいて、書籍とか新聞とかこういうものに関してはやはり再販というものが、制度そのものが必要であるということ、我々は立場上とつてきたわけですよ。

そういうので、簡単に答弁の中で、おつ、いい質問をしてくれたからといって答えて、再販制度なんかもう反対ですか、そんなこと言わないでくださいよ。やはり我々が本当に政策として考えたときには、それなりによく考えた上で質問しなきゃいかぬし、またプロパテント政策の中からも著作物に対する重要性というものを私たちは非常に高く感じておりますので、それは委員長にまず申し上げたいと思ひます。簡単に廃止するなという言葉を軽々しく言わないでほしい、これを要望いたします。

それから、ちよつと細田官房長官がいらつしゃつたのでぜひ聞きたいんですが、きのうのテレビを見ると、BSEの問題で、電話で総理が大統領と話をした。大統領の言つたことは、総理の手腕に期待すると。恐らく、牛肉を日本に輸出して、アメリカの出した肉を日本がしっかりと受け取れ、こういうふうな非常に、あれは優越的地位にアメリカはあるんですかね。優越的地位にあつても日本にそういうことをやるとなると、今回の問題にも触れるわけですが、あれは内閣府にありまして、何となく私は今回の、ドン・キホーテやヤマダ電機が弱い方に向かつてこれをしろ、あれをしろと要求を突きつけているのと似ているよな気がするんですが、官房長官、テレビであそこまでやつて、国民はどう思つておるのか。安全でないそういう肉を優越的な地位を利用して日本に

押しつける、そんなふうには思はれたら、日本は何でアメリカに対して下位の立場にあるのか。ここによく法律案が出ていますが、下位のものにあるのと一緒ですよ、あんなやり方をされたら。官房長官、ぜひそれを答えてください。

○細田国務大臣 決して優越的地位にあるわけではございません。また、日米の首脳電話会談においても、総理は、自分も牛肉貿易を早く再開したい気持ちではあるが、いつ再開できるかは言えない、ただし、この問題が日米関係を害することがないよう努力したいと述べております。

しかし、他方、日本の国内の全頭検査の問題についても食品安全委員会において今検討中であり、本日もプリオン調査会が開かれ、さらに検討をし、バブリックコメントをして、二十九月と云われておりますが、これは是非について議論をしてゐる。その先にまた米国の問題があるわけでございます。

私も、去年以来、何回も米国の駐日大使やあるいは各省の人たちとは直接話をしております。先方の言ひは、自分たち二億五千万人は安全と認定して毎日米肉を食してゐる、なぜ日本人はこれが有害であるとして輸入ができないのかというふうな、ちよつと論理の飛躍があります。そういう論で、かなり政治問題化もしてゐるということが実態でございますので、今後とも日米間でよく協議してまいりたいと思ひます。

○中山(義)委員 農水大臣は、やはり心配だから三年間全頭検査をするために都道府県に補助金を出したんでしよう、その本人です。その本人のやつたことが、自分でそれが非常識と言つたんですよ。そうじゃありませんか。何で自分のやつたことを非常識と言つたのか、自信を持つてやつてくだされ。中川大臣なんか、いつも何かやるときは自信を持って言ひますものね。何で農水大臣が、自分のやつたことに對して、これは世界の非常識だと言つちやつたんです。こんなおかしいことあります。我々の国がやつてゐることは非常識じゃありません。三年間全頭検査

をすれば一番安全なんです。だから、こういうところが今すごく大きな問題だと思っただけです。

これは、ウォルマートという会社が、つい四日ぐらい前にBS-1が何かでテレビでやったんです。ここはすごく安売りの、本当にこの安売りが消費者のためになるかどうかという議論をテレビの中でやっているんです。大変興味深かった。

初めは、商品というものをいれるときに、メーカーの方でいい商品をつくって、そしてウォルマートに入れる、それで値段を設定する。これはいい商品だから売れた。そのうちそれに対抗するところが出てきて、それに類似したものをつくる。そうすると、ウォルマートは今まで仕入れをしてそれに値段をつけたんですが、今度はウォルマートは、だんだん売れてくると、いや、この値段でやってくれという形に変わるんだそうですよ、この値段でやってくれと。それはいろいろな会社、ビジネスチャンスを与えている、こうテレビで言っているんですね。そのうち、その商品だけじゃなくて、そういうシステムをウォルマートはやり出したんです。自分たちが優越的な地位にあるからですね。つまり、この物はこの値段で売れるためにこの仕入れをやってくれと。

そうすると、こういうことが起きるか。初めは国内でいいものをつくった、ところが、安くするために、どうしても工場を中国に持たなきゃならない、こういうことで確かに安くした。だけれども、ウォルマートがそういうことをやったことによつて、その国のいわゆる工場、物づくり、こういうものがみんな中国へ行っちゃったんです。しかも、中国でつくった商品がアメリカでちゃんとつくった商品よりいいか悪いかわからない、一般の人には判断できないんです。だけれども、どう見ても品物がよくない、こういう判断をしているんですね。だから、本当に安くする、うんと値段を下げるということが消費者のためなのかどうか、ここを考えなきゃいけないと思っただけです。ですから、優越的な地位を利用して、本当にいい商品を入れるのかというと、必ずしもそうではないわけですよ。シイタケはこの値段で持つてこ

い、どこでつくったらいいか、中国でつくると、しかし、これには含有農薬がすごく多かった、その方が栽培費用が安いから、こういう問題が起きてくるわけですよ。ですから、安売りをするとすることが必ず消費者のためになるかどうか、まずこの問題について中川大臣から見解をお聞きしたいと思っただけで、どうでしょうか。

○中川国務大臣 消費者も安ければいいというだけ物を買うというふうにはなっていない、特にここ数年の、BSEの問題を初めとして食品の安全性あるいは子供たちへの配慮、例えばおもちとかああいうものを含めて。

ですから、消費者は、特に食べ物とか、子供たちあるいはお年寄り、あるいは病弱にかかっている方に対しての情報というものを非常に厳しく見たいというふうな考えです。ですから、例えばスーパーあるいは町の八百屋さん、肉屋さん並んでいるものでも、いつ、どこでとれて、材料はどういうものでできているか。お米で言うところ、産地、年産、品種というものは、これはもう義務的に表示しなければならぬということが数年前に決まっています。消費者は必ずしも安ければいいというわけで、消費者は必ずしも安ければいいというわけで、買わないで、安全性とか目に見えるところとか、例えば中山さんでつくったお米だから食べるんだとか、中川のところのものは何かよくわからないから買わないとか、そういうことに対して極めて関心が高いのが今の消費者だというふうな理解しております。

○中山(義)委員 今のお話のとおり、やはり食品の安全とか安全とか、または商品の製造物が安全な機械であるかどうか、これを判断する基準がもしなければ、一般的には安ければ安いほどいいというところになるわけですね。しかし、その安さには危険があるということも考えなきゃいけないと思っただけです。

メーカーがつくって、これはこれだけのお金がかかる、コストがかかる、それに利益を乗つけてきたものならばある程度安全なんです。初めからこの値段でつくれば、この値段で持つてくればビジネスチャンスを与えてやるとなると、やはり、例えば食べ物にしても安いものを入れていくという形になるわけですね、少しでも安いところから買つてこよう。

今回のアメリカの牛肉は、今本当に望んでいる業者の方もたくさんいると思っただけです。アメリカの牛肉が安い、しかし、そこにやはり安全性という問題があることで我々はいろいろ国会や何かで議論をしているわけですね。しかも、国が三年間補助金を出して全頭検査をやるというのを決めたんです。これは非常識なことじゃないですよ、非常に日本人が自信を持ってやはり常識的にやれたことだと思っただけですが、官房長官、まだこれは非常識だと思っただけですが、そこだけ。もし非常識じゃなければ、アメリカの牛肉なんかとても入れられないですよ。この辺をはつきりしてください。

○細田国務大臣 日本では全頭検査という最も国民にわかりやすい制度を導入したということ、もう世界に冠たる制度であります。

そして、これについて、全頭を調べてみますと、いろいろな実績が出てまいりまして、BSE、いわゆるブリーデンの発生がどうであるかというように、今、食品安全委員会の専門家がいろいろ検討しております。さまざまな意見がありまして、せっかく全頭検査をしたんだから全頭これからは継続しろという話もありますし、今までこれが発生していないことがはつきりしている月齢の、具体的には今二十カ月が議論されておりますが、それについては全頭検査から外していいのではないかと議論もあつて、これは客観的に今議論をされております。

米国の主張というのは、向こうに言わせれば、随分待つておつた、随分時間がかかっているけれども待つていた、それで、いよいよ日本においても一定のものが安全であるということになれば、

基準に合致するものを早く輸出したいのであるというような主張でございます。したがって、しっかりと科学的な見地によって今進めておることなんです。

これは、経済産業委員会ですから申し上げますと、長年こういう問題というのは日米間でもありまして、例えば、日本で自動車の排ガス規制を物すごくきつくしたんですね。そうしたら、アメリカ車は一台も入らないということになった経緯があります。そうすると、アメリカ側からけしからぬと言つて貿易摩擦になったり、半導体の問題、繊維の問題、非常に歴史的にもたくさんあつて、それは向こうにも一つの理屈があるんですが、こっちにも一つの理屈がある。それがぶつかる場合がありまして、さうすると、何かいろいろな措置をとつたり、さんざんいろいろな日米間で貿易摩擦が生じたという経験があります。このところ十年ぐらい非常に平穏であつたんですが、これは、この扱い一つで大きなまた経済摩擦にもなりかねない。

ですから、そういった面では、慎重かつ科学的に対応していく、向こうの世論にもしっかりと働きかけていくということが大切である、こう思っております。

○中山(義)委員 日米構造協議からずっと日本がいろいろなものを、法律まで変えて、外資を導入したり、または輸入も、本当にアメリカの企業が自由に入つてこれるようになった。大店法なんかの緩和もその一つだと思っただけです。これも、年次改革要望書とかそういうものに入つていて、日本は受け入れざるを得なかった。つまり、本当に優越的な地位にあつて、下位の者に要求を押しつけるというドン・キホーテのやり方によく似ているんですね。だから、優越的な地位というのは、それがあれば必ず相手に力をつけてくれるという構造が常に、大型店舗と中小企業の納入者とは、そこに必ずそういう関係があるということをまず御認識いただきたいんです。

私は、公取委員長にもちよつと申し上げたい

第一類第九号 経済産業委員会議録第四号 平成十七年三月十一日

ですが、どうもあのドン・キホーテのふてぶてしい態度、やれば得だ、やっちゃった方が得だ、しかも何の制裁も、大した制裁は来ない、こういうふうになっているんだと思うんですよ。テレビはごろんになりましたか。テレビにも、それから新聞にもいろいろな記事が出ていましたね。すべてごろんになれば、全く公取をばかにしたような態度ですよ。これは怒ってもいいんですよ。テレビに向かつて公取委員長が、ふざけるな、取り締まるぞと。こういう怖い顔が見えていない。

ちよつとこの辺を、反発というよりも、しつかりここで、こうと言ってもらいたい。

○竹島政府特別補佐人 ドン・キホーテに対しては、三月九日に、独禁法違反ということで、優越的地位の乱用に当たるということで勧告をしております。

今、先方がそれに対してどう応ずるのか、争うのかということを検討しておられると思います。が、私どもは、きちんとした事実に基づきまして、あれだけの、何万人にわたる従業員の事実上の無償での提供、それから協賛金、何億に及ぶということまでございまして、これらにつきましては、きちんとした証拠に基づいて勧告しておりますので、これから先もきちんと適正に処理していきたいと思っております。

○中山(義)委員 つまり、ビジネスチャンスを納入者に出すということを言っているわけですよ。つまり、競争させて一番安いところにチャンスを与える、こういうやり方でしょう。それにはいろいろな方法がある。例えば、ヘルパーをつけて商品を売るとか、陳列台に圧縮陳列といつてどんな品物を積んでいく、そういう大変な作業を全部納入業者がやっていくとか、いろいろなのがありますね。

でも、これは、結果的には全部商品を安く売ろうというたのこなんですね。優越的な地位を乱用して、いろいろなサービスさせる。うっかりすれば、返品だつてばんとさせられるかもしれない。いつも納入業者は怖がつてやっているわけ

です。だから、そこで、今度新しい店を出すから協賛金をよこせと言えは断れない、こういう実情が書いてありますけれども、こういうものは、調査権みたいなものを使って中へ入って厳格に調べたんですか、それとも事情聴取をしただけなんですか。

○山本政府参考人 ドン・キホーテにつきましては、正式な調査権限、独占禁止法第四十六条に立入検査をすることができるとも規定されておりますので、そういう手段も使ひまして、あと、いろいろな報告を徴収する、これは罰則も担保されておりますけれども、そういう正式な手続をもちまして事実認定をして、先ほど委員長が申し上げたように、勧告をしたということでござい

ます。○中山(義)委員 これはちよつと違うことかもしれないませんが、火事が起きたね、ドン・キホーテで。あのときに、中に誘導する人がいなかった。これも、ヘルパーやなんかを呼んで、なるべく人件費を使わないというあそこの営業方針に問題があったと思うんですが、これも、少しでも値段を安く、効率よく商売をやつていこう、自分たちはもうければいいんだ、こういうものにつながつていませんか。

火事の点についてはどうですか。恐らく、あの中にヘルパーやなんかもいたと思うんですね。だけれども、本当に店の中のことを知らない。だから、ああいうような事故が起きたんじゃないか。それから、だから、その店が安い、安い店はやはりそういう危険があるというふうにも考えられるわけですよ。調査したときに、その辺の指導とかはなかったんですか。店内、安全にお客さんが買っているというふうにも思ひましたか。

○山本政府参考人 御指摘の点につきましては、消防とかそういう安全面の問題でございまして、私ども、そういう観点からはお答えする立場にもございませぬし、そういう観点から調査をしているということではございませぬ。

○中山(義)委員 我々がさつきから言っているように、商品を入れるときに、安全性であるとか、やはりそういうものも加味しなきゃいけない。だから、やはり物を買う側からすれば、そこで物を買つていて危ないところじゃ困るわけですよ。我々からいへば、物を安く買うというこの裏返しに、危険なところで物を買っている。やはりそれなりの経費を使えば、値段も高くなるでしょうけれども、その安全性はあるということなんですよ。だから、安いということは必ずしも、いわゆる公正取引委員会の考えている、競争によつて消費者のために商品が安くなった、こういうふうに言えるのかどうですか。

私は、中川大臣にもお聞きしたいんですが、商品が安い、自由に競争すれば安くなる、自民党の憲法草案がどうなっているかわかりませんが、少なくとも鳩山由紀夫さんが出した新しい憲法の考え方の中には、何でも自由に競争する、保安官がビートルを持つてががんとやつて取り締まつていくというような荒っぽいものじゃなくて、本当にアメリカ社会とは違つた共存共栄、そういう社会を憲法の中にも盛り込んでいられるんですよ。

つまり、これからの社会、何でも競争させればいいのか、安くさせればいいのか、強い者が勝つていいのか。こういう社会を目指している、これからは、大店立地法の問題とか、いろいろなことも私は議論しなきゃいけないと思うんですよ。だんだんだんだん商店街がなくなつてきているという、本当にシャッター通りになつてきている。

私は、中小企業庁の皆さんにも聞きましたけれども、まだまだ駅前商店街はしつかりやつていると言っている。どこの地域でも駅前の商店街はなかなかやつていっている。ところが、山手線の駅の中に全部JRが今度店をつくるというんですよ。なぜ店をつくるのか、株式会社だからもうけるのが当たり前だ。しかも株主から怒られる、やらないう。そうすると、駅前の商店街、やつと成り立つてくる、今度店を駅の中へどんどんつくつたらどうなりますか。

こういうような問題についても、私たちは、単に弱肉強食でいいのか、こういうことを常に考えているわけですが、今回のこの独禁法の中に、我々は、日本にアメリカの企業もどうぞ参入してください、自由に参加してください。しかし、同時に、日本の中小企業の本来に弱いところはどんなところか、この辺のことを配慮して、これもやらなきゃいけないわけですね。

ですから、自由にどんな企業でも入ってくる。その反面、おかしなことは、不公正なものや取り締まらなきゃいけないと思うんですが、大臣、ひとつこの辺の感覚、これから後、次の週には中小企業の問題が入ってきますので、その予告編ぐらいにちよつと言つていただきたいんです。本当にこの弱肉強食、安くして大きな商店だけ勝つていいのか、この辺、ちよつと。

○中川国務大臣 自由な国家あるいはまた市場経済の国家ですから、適正な競争というものは必要だという前提で中山委員は御質問だと思います。そういう中で、弱肉強食とかあるいはまた昔のリヴァイアサンとかああいうのが実際に起こつて、その結果、さつきある世界的なスーパーマーケットのお話をされておりましたけれども、最終的には寡占、独占になつて、そのツケが消費者に行く、あるいはまた納入業者に行くということ、私は、それが例えば法律的に違反であるとか、あるいはまたそれが過度に社会的に問題がある、公序良俗に違反をするということはやはりあつてはならないことだと思います。もちろん、消費者は安いものを買うにこしたことはないわけでありまして、さつき委員御指摘のように、安全性とかあるいはまた顔が見えるとか、そういうもののがコストを払うことに対してはノーではないというのが委員と私の共通の認識であつたわけでございますので、そういう観点から、弱肉強食とか力づくでというものがあつてはならない。

と同時に、今商店街のお話がありましたけれども、やはり商店街の役割というものの、中小企業庁

のアンケート調査で見ますと、防犯とか環境とかいろいろありますが、やはりお祭りというニーズも非常に商店街の役割として果たしているというデータも我々持っているわけでございますので、単に物を売り買っている、それが、巨大な店舗に比べてたまたま、値段的に比べただけで商店街は不要だということは決まらずに私は思っております。

商店街、あるいはいわゆる平仮名でいう「まち」というものの役割は今までも大きかったわけでありまして、今後もその重要性というものは私は意味のあるものだというふうに思っておりますので、ちょっと先走ったお答えになるかもしれませんが、今後も、変更も含めて今鋭意検討しているところであり、また、当委員会初め国会でもいろいろな貴重な御指摘をいただいているところでございます。

○中山(義)委員 とても一般の小売屋じゃ勝負のできない値段でよく大型店が売っていく。これは、不当販売という定義の中にはいろいろあると思うんですが、原価を切っているとか、いろいろなかれがあると思います。

それで、私も、やはりこれは、不当な利益をそれによって受けているというふうに思っているんですが、実はこういう反発がありました。安く売っているんだからそんな不当な利益得ているわけじゃないか、こう言うんです。安く売っているんだからいいじゃないか、それが何で不当な利益を得ているんだ、こう言うから、いや、実はそうじゃないんだ。半期では確かに赤字が出ていたような場合もあるんですよ。しかし、最終的な決算になると利益が出てくる。何が介在しているかといったら、リベートなんですよ。こんなのは普通の力の弱い小売店じゃできません。そういうことによって不当販売をしていく。それから、先ほど言いましたように、ヘルパーを商品につけさせてくる。または、棚卸しから何から全部納入業者にやらせていく。返品は自由にやる。

こういうことではない、結果的には、不当販売はおかしい、こうなるわけですね。

これ、課徴金の問題を私らはもうずっと何回も言っているんですが、自民党さんにも、内閣法制局に、証券法の有価証券報告書に虚偽記載をしたらばこれに課徴金をかける、ところが、法制局がその積算根拠がないからといって全然それを認めない、だから自民党議員が怒って、何やっているんだ、こう言っているらしいんですが、この課徴金に対する積算根拠というのは、委員長、これは何か法制局からいろいろ、問題点があったんですか。

それからもう一つは、課徴金の計算の仕方とか積算の仕方とか、こういうことを検討したことがあるんですか、ないんですか。その辺、ちょっとお願いします。

○竹島政府特別補佐人 今回の改正で、大企業の場合は六%から一〇%に課徴金の引き上げをさせていた。我々は、数十の実績に基づいて、いわゆる不当利得というものが一六・五%ぐらいあります、したがって二倍程度の引き上げというのは、これはぜひお願いをしたい、こういうことでやってまいりましたが、その点に關しましては、もちろん法制局と法律的な吟味はいたしました。二重処罰との関係云々も議論いたしました。認められたわけでございます。

今先生がお触れになったのは、要するに虚偽記載に対して課徴金をかけた、そのときにどう計算すればいいのかわからない問題だと思いますが、これは今金融庁の方の問題でございまして、私も、いざいざ優越的地位の乱用とか不当販売について別途の、こちらにも課徴金の対象ないしは罰則の対象にすべきだという御議論がありますが、そのときは同じような問題が出てくるのではないかと想像いたしておりますけれども、今回の改正ではその議論を私どもはしておりません。

○中山(義)委員 いや、これは先ほど言いましたように、罰則のない法律、やり得、これは許せない、と我々は思っているわけですよ。ですから、恐

らく民主党の法案には、やり得は許さない、ごまかしはきかないぞという熱意がこもっていると思うんですね。民主党の法案で、この課徴金または行政制裁金、どういふふうになっているかわかりませんが、この辺についてどういふふうにお考えでしょうか。

○近藤(洋)議員 中山委員の質問にお答えいたします。

もう熱意は同じなわけでございますが、今回の法案については、相当法制局とも議論いたしました。研究もいたしました。残念ながら時間切れで今回の法案そのものには入っていないわけですが、しかしながら、もう二年後を待たずに、今鋭意研究を進めているところでございます。不当販売と優越的地位の乱用ににつきまして行政制裁金の対象とする法制度を大至急つくつてまいりたいという不退换の決意を持っているところでございまして、この点については、中小商店街を何とかしたいというこの思いを実現すべく作業を進めていきたい、二年を待たずに作業を進めていきたいと思っております。

恐らく与党の先生方も合意していただけるのではないかと期待感を持っておりますし、ぜひこれから議論をしていきたい、作業を進めていきたいと思っております。

○中山(義)委員 つまり、罰則のない、こういう今までのやり方というのはいずれもなくなってしまう、こういうことで私は指摘をしているんですが、今、二年後というのには、民主党の法案の中で「二年以内に」、またはできるだけ早くというような話があったんですが、委員長、これは予算委員会でもずっと私委員長に質問しまして、二年ぐらいの次の見直しには必ずこういうものを入れるというように私は聞かされたんですね。必ずとか絶対とか聞かされたような気がしたんですが、その辺、いかがでしょうか、ちょっと。

○竹島政府特別補佐人 今回の改正でも、不当販売ないしは優越的地位の乱用について課徴金の対象なり罰則の対象にすべきだという御議論があり

まして、私どもも大変真剣に検討いたしましたけれども、残念ながら成案を得ることができなかった。しかしながら、この委員会でもたびたび御指摘いただいておりますように、そこをよく検討せよということになっておりますので、附則十三条の見直しの一つのテーマであるというふうに私ども認識しております。

当然、これだけの御議論をいただいておりますから、引き続き、いろいろ問題があることは事実でございます。法制上の問題もございまして、構成要件をどうするか、課徴金、仮に課徴金でも罰金でも同じでございしますが、では金額的にどうするか、こういったことを考えるという難しい問題があることはわかっておりますが、そこは内閣府に置かれる検討の場でよく検討していただいて、私どもとしてはそれに積極的に御協力申し上げていきたいと思っております。

○中山(義)委員 今委員長から、そういう非常に前向きなお話をいただきましたけれども、民主党の法案は、かなりそれは事細かく書いてあるんですが、再度ちょっと御答弁をいただきたいんですが、やはりこの二年という期間は、その間に中小企業としては相当ひどい目に遭う可能性もあるわけですね。私は、これは、二年という年を置くことが、本当に市場から中小の小売屋が全部いなくなつても構わないというような、そんな気持でいるんですよ。今、本当にこの二年間は大きいと思うんですよ。

そういう面では、前向きな話として、より積極的な答弁を、こうしたいという答弁をもう一度民主党の近藤議員からお願いたします。

○近藤(洋)議員 中山委員の御存じのとおり、既にドイツでは行政制裁金の、課徴金の対象になっておるんですね。九八年、既にドイツは独禁法を改正して導入しております。ドイツ・カルテル法は二〇〇〇年に既に処分をドイツ・ウォルマートに対してしているという実績があるわけでございまして、行政制裁金の対象にすること、そして罰金の対象に刑罰も含めて考えていくこと、これ

私どもは、先ほども申し上げましたが、端的に申し上げますと、納入業者の利益にならないよう

私どももこの実態を調べても、これはすごいですよ。私ども、こういうのをよく見せてやるんで

先ほど、ビジネスモデルだというような言い方をされていましたが、納入業者も納得し、全員納得し、利益になるビジネスモデルなら結構なんで

一つは郵政民営化で、何でも民営化すればいいというふうな考えがどこかにあるのかも知れませんが、民営化して競争させてとかという考えがあるかもしれませんが、先ほど言ったように、ＪＲは駅にどんな大きな商店を入れているんです。駅の中に商店街をつくっています。駅前の商店街はそれによってだんだん疲弊してくる。山手線の駅は全部商店街にする、こういうふうに豪語している。こうやって大きなところはどんどん商業展開をしています、強いところが勝って弱いところが負ける、こういうような社会、弱肉強食、自由競争、竹中さんや小泉さんはそういうものを目指して、自由競争をやる社会がいいんだ、こういうふうに言っているようにしか我々には聞こえないんですね。だから、今回、公取の委

員長を励まして、公取委員長にはしつかり公正な、不正な取引は絶対させない、こういうことで、きょうは励ましの質問をしているわけです。どうか細田官房長官からも、本堂に、共生の世界、友愛の世界、こういうものを描いていただいて、何でもかんでも競争で弱肉強食、こうじゃないかと思うことをやはり国民の前に訴えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○細田国務大臣 私は一議員として、党内でこれはもう五年以上前から、○電機は扇風機を千円で売って大量な顧客運用をやっているとか、酒の量販店は普通の小売業者が仕入れるよりも安い値段で売っているとか、何とかしろということでも公取にも強い要請を出し続けてきたところであります。これは議員としてですね。

最近では、先ほどの例にもありますが、非常に不当なものについて、販売員を置かせるとか、さまざまな優越的地位を乱用するとか、どうも差別対価も、ビールなどの価格変化を見るとだんだん意識が多少は変わってきたのかなと思います。従来の発想というのは、物が安ければいいんだ、これはデフレ時代随分続いて、消費者にはいいじゃないかという人はいますけれども、その陰に本當に困っている人はたくさんいるわけですね。その中で、背景にある経済実態、つまり、従来から営業し、まじめにやってきた者が、どうしても営業が続けられなくなるようなことがある不当な行為のもとに影響を受けるのでは、それはいけない、発想の転換を早くして取り組むべきであると思っております。

そういった中で、今後、内閣府にも検討の場を設置することにしております。優越的地位の乱用等に対しても、これは、御存じのように、法律的にはいろいろな問題があります。刑法法定主義の關係でいうと、次々新しい取引形態があらわれますね。インターネットとかソフトとか、いろいろな価格設定も、大変な乱戦状態になっていきますから次から次へ新しい状態が起きますから、余りきつちりとしたものを法文上書いて直ちに罰則と

いうことになる問題になるということから、従来、排除措置をやらばいいじゃないかということをやってきたと思えます。勧告、排除措置をもつと機動的にどんどん出した方が現行法制下では私はいいいと思ひまして、もちろん、要件には合致しなきゃいけませんよ。

それから、今後の問題は、そういった法律論をよく検討していきたいと思ひます。そのための審議をいたしていきたいと思ひます。

○中山(義)委員 最後に、要するに、優越的地位の者が下位の者に違法な要求をするということがいけないので、アメリカの皆さんにも言ってく下さい。日本は別に下位の位置にあるわけじゃありませんから、優越的地位で肉を強引に日本に入れるようなことはやめていただきたい、こう思ひます。

それから、竹島委員長には御健勝で、警察としての取り締まりをしつかり強化するようにお願いしまして、質問を終わります。

○河上委員長 次に、吉田治君。

○吉田(治)委員 民主党の吉田治でございます。経済憲法と言われている独禁法の改正、その前に、同僚議員も質問をいたしましたように、ドン・キホーテの問題、これは竹島委員長にお聞きしたいんですけれども、きのうの朝のワイドショーは見られましたか、ドン・キホーテの記者会見の状況というのを、いかがですか。

○竹島政府特別補佐人 ドン・キホーテの役員と複数名の納入業者の方々がテレビに映っているのは見ましたが、私、朝はちょっと、それをずっと見ている時間はございませんでしたので、内容はわかっておりません。

○吉田(治)委員 見ておいた方がいいですよ。納入業者はどう言っていたか。公取の排除勧告はけしからぬ、棚卸した商品のお手伝いは我々にとつての大事なビジネスチャンスだ、これほど重要なことではないと納入業者はテレビの前で言い切った。なおかつ、それを見ていたコメントーターはみんな、そうだ、そうだ、何てことを公取

はするんだと。

委員長、先ほど公取の公正取引協会のことを同僚議員が質問いたしました。あなたはそこに対して、いや、PRだ、広報の活動だと言われた。しかし、一番大事な私たちの目の前にあるドン・キホーテの問題に対して、テレビも見なければ、事務総局の中でだけかがそれをウオッチして、そしてそれに対して何らかの反論をしたのか、何もされていないじゃないですか。そういうことじゃないですか。

我々が公取に対して、今同僚議員の質問にもありましたように、大変な欲求不満に陥っているのは、あの業者の顔を見たら、かわいそうでしたよ。本堂にそう思つて来ているのかというと、テレビというのは画面で表情が出ます、決してそうじゃなかった、嫌々、仕方なしに。しかし、彼らの言うことも一分あったんですよ。我々中小零細の問題はこうでもないしと大きなところに取引してもらえないんだと。これは、経産大臣、今の日本の経済の状況をあらわしていると思うんです。その中でいろいろな問題が起こっている。

まず、公取委員長はその件についてどう思うのか、そして、経産大臣としてどう感じになられるのか。

○竹島政府特別補佐人 私は、ドン・キホーテの会見のテレビはちらっと見ただけでございますが、向こうさんが言っておられることについては間接的に承知しております。私どもはその零細業者が排除されるという理屈がまずわかりません、優越的地位の乱用に当たらない大手企業と取引さえすればいいのか、形式的にはそういうことを言っておられるやに私は受けとめておりますが、そういうものではございません。

要するに、ルールに基づいた、相手と事前に話し合つたそういう条件のもとでの店員の派遣であつたり、協賛金の支払いであればよろしいのをごさいます、そうではないわけでございますので、幾ら特別の圧縮陳列ということ、そこに納める納入業者が、これは自分の商品がそこに置い

てもらえるので、それが売れるからいいんだというのであれば、それを事前に了解のもとでやるのは何ら問題はないのでございしますが、全く関係ない日に、関係ないところで、人様の納めたものを棚がえとか棚卸しとかをさせる、それも、深夜に及ぶ、そういうことが何万人というオーダーで行われているわけでございます、そういう事態について、私は、調査した結果に基づいて勧告をしているわけでございます。

勧告に対してはルールがあつて、先方さんが十日以内にどうするかということになっておりますから、それがまだたつていない段階でどうのこうの言うのは、それこそ公正取引委員会としてあるべき姿ではない。テレビでいろいろおっしゃるの自由でございますが、私がそれに対して一々反論するというものではないと思つております。

○中川国務大臣 日本経済は少しずつよくなつていくというのがマクロ的な話でありますけれども、今、吉田委員御指摘のように、特に中小零細企業あるいは個人商店、商店街はまだまだ厳しいところがたくさんあつて、今必死に御苦労をされているということはこの委員会でも何回も申し上げているところでございます。

したがしまして、我々としても、いわゆる中小企業対策あるいはまちづくり対策につきまして、委員会でもいろいろな御指導をいただきながらできるだけの対策をとっていききたいというふうに考え、そのことは、ますます今経済が重要な時期に来ておりますので、大事な施策だと考えております。

また、不正取引については、公正取引委員会の方で適切に対処していただけるものというふうに考えております。

○吉田(治)委員 委員長、今言つたようなことをなぜテレビの前で言つてあげないんですか。ドン・キホーテが納入業者を集めてワイドショーでわあつとやつた。なぜ事務総局は、そういうふうなものをすつとチェックして、これはまずいなど委員長に出てもらつて、あなたの口か

ら、こういう機会だからこそ、ドン・キホーテという日本全国に名前が売れている、それがこんなことをしているんだ、実はこれはルールに基づいてやらなければいけないんだ、公正取引というのはこういうものだ。一番いいPRの機会だったじゃないですか。テレビは全部流しますよ。そういうこともせずして、国会の場で言われて、いや、こうであらうと。私はそこが問題だと言うんです、体質の問題として。

公正取引委員会がいろいろなことを、独禁法の改正をいろいろやる。結果として、国民の理解がなければ進まないでしょう。業者、業界のための公正取引委員会じゃないじゃないですか。私は、そのことを改めて委員長並びに事務総局に、この問題についてはその観点というものが大事だということを強く申し上げる。

と同時に、委員長は国税庁の長官をやられています。二万三千人のただ働きというんですか、これは、国税庁の長官をやられていた経験からすると、不当利得という形で課税の対象になるのかということ。それから、いや、個別案件で答えられないというならば、例えばこういうふうな状況でさまざまな会社にとって利益が生まれたら、それは公正取引委員会として国税庁に連絡をして、こういう不当利得をしているんだという連絡をするシステムか何かあるんじゃないでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 今回の検査の場合には、恐らく、納入業者の方で人件費、要するに社員を派遣する場合は当然でございますし、そうじゃなくて、人材派遣会社の費用を負担してという場合もあると思いますが、前者の場合は、人件費として、まさに経費として納入業者側が負担しているはずでございます。それから、派遣の会社をあっせんされてその費用を払ったとすれば、当然それも経費で落ちているはずでございます。そういう形で税務上は処理されているはずでございますし、協賛金みたいなものは値引きということで恐らく処理されているのではないかとということでございまして、それは買った方のコストがそれだ

け安かったという形になって反映されているんだろうと思います。

それから、今回のようなケースについて国税庁に連絡をするのかということ、これはお互いでございますが、国税庁は国税庁で、査察等に行つた場合に使途不明金なんというのがあります、その中に談合金を払ったなんということもあり得るわけでございますが、そういう情報は当方にはもたらしはしないということになっておりまして、これはお互いそうなっておりますので、そういうことの情報交換はございません。

○吉田(治)委員 いや、私が聞いたのは、ドン・キホーテとして二万三千人も、本来だったら自分が払うべきお金だったわけでしょう、二万三千人もただで人を集めたということ。払わなかった部分は、それは利益になったということじゃない部分ですか。それについては国税当局はどうされるのかということですよ。

○竹島政府特別補佐人 税法は、そういう不当とかということじゃございませんで、とにかく入ったか入らないかが問題でございます、不当性を議論するのが税法の定めるところじゃないんです。

ですから、今言った自分で払うべきだということのを人に払わせたというのは、独禁法上は問題になりますけれども、税法上はあくまでもだれが払ったかということが問題になるわけです。

○吉田(治)委員 というふうな理屈があるわけですね。そうすると、ドン・キホーテとしたら、徹底的に闘うわ、これからはやるわ、納入業者はそう思っているんだということは続いていくということ。

そして、今回の法案でも、二年後の法改正、抜本改正というのは十三条附則に入っている。委員長も言われたし、書いてある。

結果としては、そもそも論としては、この法案というのは何のために今出てきたのか。二年先に抜本改革をしなければならぬ法案をなぜ今慌てて出してやっているのか。これは、この委員会の

この法案審議のそもそものところで始まった議論でもあったということ。そして、二年後の見直しについて、では、具体的にどういう抜本的な見直しを行うのか、公正取引委員会そのものの組織のあり方についても踏み込んでいくのかということ、このことは政府並びに民主党提案者にもお聞きをしたい。

今、官房長官の方から、見直しについては内閣府の中において議論していくということでありましても、改正論議、先ほどの同僚議員の質問の中で、再販の問題、CD、MD、ドン・キホーテ、そして卸問屋の問題も含めて経済にも大変大きな影響を及ぼしてまいります。きょうは経産大臣おいででございますが、内閣府が主体になるのはわかりませんが、経済産業省や法務省も協力して政府一丸で行っていくかなければならない。その辺、各省庁の連絡というものの、また意見というものをどういうふうにか考えているのか、官房長官、経産大臣並びに民主党提案者、お答えをお願いしたいと思います。

○細田国務大臣 今後検討してまいります、それぞれの案件ごとに担当省庁からも伺うすることもありますし、しかし、基本的には専門の委員の皆様方に御検討をお願いすることになると思います。

○中川国務大臣 二年後のことにつきましては内閣府の方でやられるというのが条文上の規定でございますけれども、この検討の場には消費者、学識経験者、経済界等さまざまな方がいらつしやるわけでありまして、その方々とまた経済産業省ともいろいろな意見交換をすることも当然考えられますので、そのことも含めて、経済産業省として、何らかの形で内閣府と検討の場を、意見を言う場合には意見を申し上げさせていただきたいというふうな思っております。

○近藤(洋)議員 二年後の見直しの方向についてお答えいたします。このたび私どもの民主党は、措置体系を抜本的に見直して、行政制裁金を入れました。そし

て、政府案でも同じでございますけれども、公正取引委員会の権限が大変強くなっています。犯則調査権が加わりました。今後のポイントは、そうした権限が強くなった公正取引委員会がそれにあつた体制かどうか、これをきっちりつくりたいかなければいけないと思っております。

具体的には、経済司法の体制を直すことが必要であらうと思っております。当然、公正取引委員会の審判部局のあり方、ここに踏み込んだ改正案を、骨太のものをつくっていきたくと思っております。また、なお、その二年を待たずに、先ほど中山議員からも御指摘ございました、不当販売については、これは二年を待たずに大至急やっていく。そして、官製談合防止法についても、二年を待たずにこれはどんどんやっていく。

第一段階、第二段階の二年後は、そうした経済司法のあり方につきまして、準司法機関として本当にふさわしい体制をどうつくるのかという、政府のあり方、司法当局との連携の仕方も含めた組織論に踏み込んでいきたいと思っております。

いずれにしても、二年後は民主党が政権をとっている可能性が大変高いと思っておりますし、政権準備政党として恥ずかしくない対策をつくっていただきたいと思っております。

○吉田(治)委員 官房長官、今、提案者の近藤議員の答弁は、私の質問にちゃんと答えてくれていてるんですよ。大臣には答弁に答えてくれない部分があるんですよ。

二年後の抜本改正について、官房長官は案件という言葉で済まされましたけれども、具体的にどんなものを見直していくのか、公取の組織のあり方にも踏み込んで見直ししていくものをしていくのか。今、民主党提案者が答えたものに対応するような形でお答えをいただきたいと思っております。

○竹島政府特別補佐人 お手元にある、まさに附則十三条に書いてありますとおり、施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、これから内容でございますが、課徴

金に係る制度のあり方、排除措置を命ずるための手続のあり方、審判手続のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるといふのが附則十三条でございまして、ここに三つございまして、「等」がついておる。

要するに、課徴金を行政制裁金に一本化するが、両方ある場合でもどちらかに選択適用するかどうかという問題。それから審判手続の問題、これは、独立にすべきか、いや今のままでいいかといったこと。それから、「等」の中の一、二番大きなものが、先ほど出ております不公正な取引方法、優越的地位の乱用ないしは不当廉売に対する罰則、課徴金をどうすべきか、それを導入すべきかどうか、こういったこととございまして、それ以外の問題を排除はいたしません、附則に書いてあることはそういうことでございます。

○吉田(治)委員 今の言い方は、本当に排除するというのがにじみ出たような答弁であります。

これは後、公取じゃなくて内閣府が担当されるので、その責任者である官房長官の口から、今、近藤議員が言ったような案件がありますよね、このことについては「等」という便利な言葉があります。今回、この委員会でも付託をされる法案の中で、「等」がついてとんでもない法案になっている部分もありまして、これはちょっと審議するのはいかがかと思つておるんですけども、まさにこの「等」というのを、今そういうふうな意味で広く解釈していくことが私は必要だと思ふんですけども、官房長官として、これから二年間の取りまとめの中でどういふふうに、今、民主党の提案者を含めた案件について対応方をしていくんですか。

○細田(治)大臣 今後の検討におきまして、当然ながらこの道の専門家を集めてさまざまな角度から議論するわけですから、その過程におきまして、あくまでも附則十三条において定めておることが中心課題でございまして、この国会の衆議院経済産業委員会という御質問があり、また野党の御提案もあったということは非常に重く受け

とめて、検討を幅広くしていきたいと思ふます。

○吉田(治)委員 これは大事なことですね。今回、公取の中にこの議論をするところじゃなくて内閣府に持ってきたというところは、これはまず先ほど経産大臣の方が、検討メンバーについて、これは決まったかのごとくと言ったら大変失礼かもしれないけれども、経済界、消費者、学識経験者等というふうなお話もなさいました。

議論というのは、これは単にその専門の、私から見るといわゆる御用学者だけではなく、やはり経済、法務省、法務関係の専門家というものにも開かれなければならぬと思ふんです。経済、司法を含めた幅広い観点から行われていく必要があるし、また、専門家だけが、先ほどの委員長の御答弁、それに、専門家のみが理解できるような閉ざされた議論になつてはならないと思ふてはいます。これは確定したんですか。それとも、これからどういふふうな形でしていこうかというふうな検討中なのか、その辺はいかがでしようか。

○細田(治)大臣 まだこれからでございます。法案も御審議いただいている段階でございます。この法案が成立いたしますとその附則という目的も出ますので、至急始めたいと思ふますが、過去においても、例えば平成二年の懇談会も非常に幅広く、学者等の専門家とか、あるいは経済の評論家、法曹関係、あるいは主婦連とか弁護士とか、さまざまな各界の方に御参加をいただいて、当時、二十四名で御検討をいただいておりますので、そのようなでございまして、御検討がございまして、そのようにしたいと思ふております。

○吉田(治)委員 とりわけこれは、やはり、経済の本場に著しい進歩の中で、技術を含めて、経済産業省の関与というのには必要だと思ふんです。敵対するもの、相反するものじゃないと思ふんですけれども、経産大臣の方から、この辺の検討会、メンバーのことについてどういふことではないかと思ふますけれども、関与というものの重要性についての認識を一言いただければと思ふます。

○中川(治)大臣 これはもう先ほど何回も言葉が出ておりますけれども、経済憲法という位置づけでありますし、自由主義、そしてまた、公正な経済ルールの確保のための憲法という位置づけでありますから、今、官房長官からも平成二年の例が出されましたけれども、やはり多くのいわゆる関係者の皆さん方の広い意見というものを聞くことがその目的に合致するものというふうな理解しております。

○吉田(治)委員 今、大臣の方から経済憲法という言葉、私も申し上げました、この委員会でも多々出てまいりました。まさに経済憲法と言われ独断禁止法を抜本的に見直すということでありますから、本物の憲法の見直しで憲法調査会が国会に設けられておりますので、それと同じものをつくれ、つくった方がいいんじゃないかという、私は考えを持っておりますけれども、そこまでいかなくても、この検討会については、議論の途中で、途中途中で国会に中間報告等をするなど、他の法律よりはより厳正な手続というものをしたいかなければならないと思ふておりますが、政府として、この検討会のあり方について、今後の課題だ、決まっておりますとよく政府は答弁するんですけども、大体はもう骨格も決まっておりますか、どういふ形、審議会方式なのか、国家行政組織法に基づいた形をとるのか、また、折々の状況についてどういふふうな形を考へていくのか、また、国会に対してどういふふうにお考へを説明責任を果たしていくのか、政府としてのお考へを述べていただきたいと思います。

○細田(治)大臣 この検討会は、必ずしも法的に根拠というわけにもいきませんので、官房長官の諮問する懇談会という位置づけにはなるかと思ふますが、できるだけ幅広く公正な議論をいただきたいと思ふますし、これは昨年来、各議員からの御質問もいただきましたけれども、個々の議論につきましましては、情報公開をしてまいりまして、そして、どういふ議論が行われているかというところを公表いたしながら、各方面の意見も徴しながら、できるだけいいものをつくつてまいりたいと思ふております。

○吉田(治)委員 答弁漏れですわ。国会への説明責任をどう考へているのかというのが一点目。そして二点目は、今答弁の中にもありましたように、改正議論の情報公開について今重要性を述べられました、どのような仕組みで、どのような形でこの情報公開というのを考へているのか。この二点。

○細田(治)大臣 今、例えば総理官邸でいろいろな審議会や経済財政諮問会議をやりますと、直ちに次回の開催のときに前回の詳細な議事録をすべて配付しております。そういう形の公開になるのが一つだと思ふます。

それから、結論がだんだん出てまいりますときには、当然パブリックコメント等もやって、公表して一般の意見もいただくというふうなことも考へてまいります。当然だと考へております。

それからもう一つ、国会の関係というのは、行政側が国会に押しかけてどうしても聞いてくれというふうなことではなくて、むしろ、国会は国権の最高機関ですから、折に触れて、ぜひこういう御審議をしようじゃないかと、あるいは内容を聞きたい、こういうふうなぜひおっしゃっていただきたいと思ふます。

○吉田(治)委員 折に触れてそれは要請をして、おいでいただきたいと思つております。

改正案の抜本改正の中で一つ項目をふやしてほしいのは、先ほどから公取委員長は、再販項目は一切なくすべきだと言ふんですけれども、この部分を読んでいておかしいなと思ふのは、この再販の項目を公取が決めていつていっているという部分、これはやはり国会が、国民の負託を受けた国会が決めていくことではないかな。私は、ぜひとも検討項目の中に再販項目、公取の恣意で、公取の判断で決めるのではなくて、しっかりと国会がこの再販項目というものを決める、そういう枠組みを入れてもらいたいというのを要請させていただきます、最後の点ですけれども、官製談合防止法が施

たほか、参考人からも意見聴取を行ってきたところであります。

これまでの討議の結果を踏まえ、与党といたしましては、以下に述べますように、本法案を一刻も早く成立させることが重要であると確信した次第であります。

すなわち、カルテル、入札談合事件は依然として後を絶ちません。本法律案に盛り込まれている課徴金算定率の大幅な引き上げは、こうしたカルテル、談合体質を一掃する上で十分な内容になっているものと評価できます。

また、課徴金減免制度の導入は、カルテルが密室の行為であり、発見、解明が困難であることを踏まえ、これもカルテルの一掃に多大な効果を発揮することが期待されるほか、事業者みずからが法令を遵守する体制の推進を後押しするものとして評価できます。

さらに、犯則調査権限の導入は、適正手続の確保、事案解明能力の強化の両面から評価できます。

最後に、審判手続の見直しは、公正取引委員会の審判手続について、一層の適正手続の保障を図るものであると同時に、違反行為に対する迅速な対応を可能にするものとして評価できます。

なお、本法律案の附則では、法律の施行状況について検討し、見直し等必要な措置を講ずる旨の規定も置かれております。本委員会での討議における官房長官、竹島委員長長の御答弁によれば、本法律案が成立した後、内閣府において検討の場を設け、不公正な取引方法等に対する措置体系の望ましいあり方を含めて、じっくり御検討いただくとの御説明を伺っております。

以上の点を踏まえ、本法律案が施行されることによりまして、公正かつ自由な競争が促進され、我が国経済の持続的な成長が一層確実なものになるものと期待されます。

なお、民主党提出の独占禁止法改正法案及び共産党提出の修正案につきましては、私たちとは基本的な認識の相違があり、賛成することはできません。

我々と党をいたしましては、本法律案の一日も早い成立を期待するとともに、我が国経済がますます発展することを祈念いたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○河上委員長 次に、鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、政府提出の法案及び修正案に対して反対の立場から討論を行います。

私たちは、規制改革の道筋を確立することとあわせて、独占禁止法を抜本改正し、官製談合に關して行政に対する強制調査権や業務改善命令権を付与することを提言してきました。

しかるに、政府・与党は、自民党の二〇〇四年中に国会に独占禁止法改正案を提出するとの公約を形式的に守るために、急転直下、政府案提出に向けかじを切り、ぬえ的な独禁法のひずみは是正しないまま、理念も哲学もなく、場当たりの内容の独占禁止法改正案を提出するに至りました。

民主党は、こうした矛盾と欠陥に満ちた政府案とは一線を画し、脱談合社会の確立、二十一世紀型経済憲法の制定を視野に入れ、独自の対案をまとめ、提出いたしました。

民主党案は、三つの理念に基づく柱から成っております。

第一は、明確、公正なルールの確立のため、事業者の自主申告や法令遵守の度合い、繰り返し違反などに対し、柔軟に制裁金を減らしたり、ふやしたりする行政制裁金を導入することです。

第二は、透明な手続、審判の確立のため、公平な審判を行うために、法律、司法に通じた専門家を積極的に登用し、審査・調査部門に明確なフェアウオールを設けることです。

第三は、官製談合の撤廃のため、官製談合の横行を許している現行制度の抜本改正を図り、民間

だけが悪者になる官尊民卑の構造を是正することです。

哲学、理念、法体系などにおいて、民主党案と政府案は大きく異なっております。政府案には、大きな矛盾と欠陥が含まれております。

第一に、政府案においては、あいまいで実効性の低い課徴金制度が温存されています。

第二に、勧告制度を廃止する政府案はデュープロセスを軽視するもので、白紙撤回すべきものと考えます。

第三に、政府案には、官製談合防止法の改正への道筋が欠落し、発注官庁職員の行為申告者の減免措置も盛り込まれていません。

以上の理由により、民主党案に賛成、政府案及びその修正案に反対すべきものと考えます。

民主党は、唆し罪の創設などを視野に入れ、官製談合防止法の強化に取り組むこと、さらに、不当廉売に対する課徴金の適用など、引き続き独占禁止法改正に取り組むことを申し上げ、私の討論を終わります。(拍手)

○河上委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、閣法に賛成、民主党案に反対の討論を行います。

まず、政府案です。これは、一昨年来、日本経団連や建設業界が公正取引委員会の当初案に対して反対攻勢を強める中で、根拠なき妥協を重ねた産物であり、また内容的にも、さきの修正案の趣旨説明で指摘したとおり、極めて不十分なものであります。全体としては現状より強化改正であるかと判断し、賛成いたします。

一方、民主党案は、次の二つの点で現行法を後退させかねない懸念があり、反対せざるを得ません。

第一に、行政制裁金から法人に対する罰金を全額免除し、将来は法人罰を廃止することに道筋をつける点位置づけている点であります。

悪質かつ重大な企業ぐるみ犯罪であるカルテ

ル、談合への最大、最後の抑止力である法人に対する刑罰を事実上なくし、大企業の経営トップ、役員を無罪放免することとなるおそれが大きく、容認できません。我が国では、刑罰と行政処分である課徴金を併科して抑止力を持たせる現行の仕組みを強化する方向こそが現実的かつ効果的な方策であると考えます。

刑事罰を肩がわりするほど高水準のEU並みの制裁金は、将来、我が国の刑法、行政法など他法令を含む法体系全体の見直しの中で検討され得るものと考えます。

第二に、自首、申告もないのに、法令遵守、コンプライアンス体制を有するだけで、先着枠もなしに行政制裁金を最大三割も減額する減免制度は容認できません。

日本経団連加盟の一流大企業は、既に、法令遵守マニュアルの作成初め、コンプライアンス体制を整備しております。ところが、経団連役員のうちおよそ半数もの企業が、この十年余の間に、国際カルテルや談合事件に關与して摘発されており、繰り返し犯す多数に上っております。談合をやった違法企業が違法企業と認定され、減免されるところというのは、減免制度を導入する意義と効果を損ないかねません。

我が党は、政府案の背景にある小泉構造改革や日米規制改革イニシアチブに基づく規制緩和の押しつけにはもちろん反対であります。今後、より一層国民のための独占禁止法改正が実現できるよう、抜本的見直しに向け全力を尽くすことを表明して、討論を終わります。

○河上委員長 これにて討論は終局いたしました。

○河上委員長 これより採決に入ります。まず、第六十一回国会、仙谷由人君外十六名提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、第六十一回国会、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、塩川鉄也君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、平井卓也君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○河上委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、平井卓也君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。平井卓也君。

○平井委員 ただいま議題となりました附帯決議につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する

る附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 課徴金減免制度の運用にあたり、悪用防止に万全を期するとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ具体的な基準を適切な形で策定し、早期に公表すること。

二 本改正の施行後二年以内に所要の措置を講ずるため行われる検討に際しては、委員の構成を含め広く国民各層の意見が適切に反映されるよう十分配慮するとともに、詳細な議事録の公表を原則とする等その透明性の確保に努めること。

三 独占禁止法の措置体系の望ましい在り方について、実効性の確保や国際的調和等の観点から十分踏まえつつ、議論が尽くされるよう努めるとともに、特に中小企業等に不当な不利益を与える不当販売、優越的地位の濫用等の不正な取引方法に対する措置に関して、課徴金適用の対象とする場合も含めてその方策を早急かつ前向きに検討すること。

四 不正な取引方法については、公正取引委員会において厳正に対処するとともに、不正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴訟権など一層効果的な措置を講ずることができるとする方策について早急に検討すること。

五 犯罪調査権限を適正に行使して、悪質な違反行為に対する刑事告発を積極的に行うとともに、公正取引委員会事務総局において人員や情報等の遮断等の措置を講じ、犯罪調査部門と行政調査部門との明確な分離を図ること。

六 独占禁止法違反行為について、審判で争う事例の増加が予想されることにかんがみ、個別の事件についての審判手続においても、迅速性や効率性への配慮と適正手続の保障との両立に留意を期するとともに、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。な

お、法律上明確な規定のない警告に関しては、その運用に慎重を期すること。

七 価格の同調的引上げに関して、消費者の不利益となる懸念が存することにかんがみ、引き続き適切に対処するように努めること。

八 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律に則った積極的な対応を引き続き進めること。併せて、入札談合等関与行為の一方当事者たる官公庁等においては、職員に対して談合への関与が不正行為であるとの認識を持たせるよう努めるとともに、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等、具体的な対策を講ずること。

九 地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取り組みを促進するとともに、公共調達制度の望ましい在り方について、全般的な検討を進めること。

十 公正取引委員会による立入検査等の事実のみをもつて、地方公共団体等が当該事業者の指名回避を行う事例が見られるところ、このような事実上の制裁は、公共調達における公正な競争の確保の観点からも好ましいものではなく、早急に改善策が講じられるよう働きかけること。

十一 本改正による課徴金制度の整備強化、審判手続の変更等の円滑な実施に資するため、事業者及び国民に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、いわゆる法令遵守管理体制の構築の重要性に対する事業者の認識を高めるよう努めること。

十二 経済の国際化に伴い、我が国の市場に影響を及ぼす国際カルテルや反競争的な企業結合等に対応するため、競争分野における二国間協力協定の締結を進めるとともに、多国間での協定締結に向けて我が国が主導的な役割を果たすこと。

十三 公正取引委員会の委員長及び委員にあつては、その職務に関する活動内容について、

国民から十分な理解が得られるよう説明責任を果たすこと。また、公正取引委員会事務総局の一層の整備、強化を図りつつ、法曹資格者や経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進めること。以上であります。

附帯決議の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○河上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、細田内閣官房長官から発言を求められておりますので、これを許します。細田内閣官房長官。

○細田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○河上委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○河上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河上委員長 次に、内閣提出、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。中川経済産業大臣。

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中川国務大臣 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国経済を取り巻く状況は、緩やかな回復が見られるものの、中小企業や地域経済を取り巻く状況はまだまだ厳しい状況であります。中小企業は我が国経済の基盤であり、その創業や経営革新への取り組みを従来から支援してまいりましたが、施策体系を利用者にとってわかりやすくするとともに、必要な拡充を行い、中小企業の新たな事業活動への取り組みを強力に支援する必要があります。

さらに、経済のグローバル化が進展し、大企業のみならず、中小企業についても世界規模の競争が不可避となりつつある中、中小企業においてはむしろそれを好機ととらえ、自身の機動性、柔軟性を生かし、それぞれの強みを持ち寄って事業展開を図るといった新しい形の連携が見られます。このような中小企業の新たな連携への取り組みに対し、積極的な支援を行っていく必要があります。

以上が、本法律案を提案した理由であります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、中小企業経営革新支援法を柱として、新事業創出促進法、中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法に規定する支援措置を発展的に整理統合するとともに、中小企業の新たな連携による新事業分野の開拓を支援する制度を創設することにより、中小企業の新たな事業活動を総合的に促進するものであります。そのため、中小企業経営革新支援法の題名を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改めるとともに、経営革新に対する支援に加え、以下の

措置を講ずることとしております。

第一に、経済活力の源泉である創業を幅広く支援いたします。具体的には、創業及び創業間もない事業者について、中小企業信用保険法の特例等によって資金調達を支援いたします。

第二に、異分野の事業者と連携することにより新事業分野の開拓を図る中小企業者に対し、中小企業信用保険法の特例、設備投資減税等の支援措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○河上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○河上委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

経済産業の基本施策に関する件、特に中小企業問題について調査のため、来る十五日火曜日午前十時より、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十五日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔平井卓也君外一名提出〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修

正する。

附則第一条第二号中「政令で定める日」の下に「又はこの法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」を加える。

附則第五条第五項及び第六項中「平成十六年法律第 号」を「平成十七年法律第 号」に改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔塩川鉄也君提出〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「加え、」第四章の二 価格の同調的引上げを削り、「同調的引上げ」の下に「(第十八条の二)を」に改める。

第七条の二第二項の改正規定中「百分の十」を「百分の十二」に、「百分の三」を「百分の六」に、「百分の二」を「百分の三」に改める。

第七条の二第二項の改正規定中「百分の十」を「百分の十八」に、「百分の三」とあるのは「百分の一・二」を「百分の六」とあるのは「百分の一・二」に、「百分の二」を「百分の三」に改める。

第七条の二第三項及び第四項の改正規定中「から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項を」第五項、第七項、第八項又は第十三項に改め、同条第五項の改正規定中「第十三項及び第十六項を」第十二項及び第十五項に改め、同条第五項の次に一項を加える改正規定中「第七項から第九項まで」を「第六項から第八項まで」に改める。

第七条の二第二項の次に十二項を加える改正規定を次のように改める。

第七条の二第二項の次に次の十一項を加える。

第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者で

あるときは、第一項中「百分の十八」とあるのは「百分の二十七」と、「百分の六」とあるのは「百分の九」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、第四項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。

一 当該違反行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日(以下この条において「調査開始日」という。)からさかのぼり十年以内、第一項の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。)又は第十二項若しくは第十五項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第二百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について第五十条第六項において読み替えて準用する第四十九条第五項の規定による通知(次項において「事前通知」という。)を受けた日からさかのぼり十年以内、第一項の規定による命令を受けたことがある者又は第十二項若しくは第十五項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者

公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者(当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日(第四十七条第一

項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。次号及び次項において同じ。以後に行われた場合を除く。であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

第一項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、同項、第四項又は第五項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていた者でないこと。

第一項の場合において、公正取引委員会は、当該違反行為について第六項第一号又は前項第一号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数が二に満たないときは、当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者（第六項第一号又は前項第一号の規定による報告及び資料の提出を行った者の数を合計した数が二以下である場合に限る。）については、第一項、第四項又は第五項の規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、当該課徴金の額から減額するものとする。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところに

より、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十七條第一項各号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行った者

二 前号の報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者以外の者公正取引委員会は、第六項第一号、第七項第一号又は前項第一号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、当該報告及び資料の提出を行った事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知しなければならない。

公正取引委員会は、第六項から第八項までの規定のいずれかに該当する事業者に対し第一項の規定による命令又は第十二項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

公正取引委員会が、第六項第一号、第七項第一号又は第八項第一号の規定による報告及び資料の提出を行った事業者に対して第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、第六項から第八項までの規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

一 当該事業者が行つた当該報告又は提出した当該資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二 前項の場合において、当該事業者が求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に対し第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

公正取引委員会は、第六項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の

規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一項の規定による命令をする際に、同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに、第十五項において同じ。）、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

公正取引委員会は、第一項（第二項において読み替へて準用する場合を含む。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、第一項、第四項、第五項、第七項又は第八項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第一項、第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないときは、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。

公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第一項又は第二項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第二項（第二項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による命令をする際に、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七條の二第二項の次に二項を加える改正規定中「百分の三を百分の六に」「百分の二を百分の三に」改める。

第八條の三の改正規定中「から第五項まで、第七項から第十三項まで、第十七項、第十八項及び第二十一項を」「第四項、第六項から第十二項まで、第十六項、第十七項及び第二十項」に改め、

同条後段の改正規定中「、同条第五項中「当該事業者」とあるのは当該特定事業者」と、「をやめた者（次項に該当する場合を除き、当該違反行為」とあるのは「の実行としての事業活動をやめた者（当該違反行為の実行としての事業活動）」とを削り、「同条第七項を「同条第六項に」「同条第八項を「同条第七項に」「又は第四項から第六項まで」を「第四項又は第五項に」「第四項又は第五項を「又は第四項に」「同条第九項を「同条第八項に」「同条第十項及び第十一項を「同条第九項及び第十項に」「同条第十二項を「同条第十一項に」「同条第十三項を「同条第十二項に」「同条第十七項及び第十八項を「同条第十六項及び第十七項に」「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項を「第五項、第七項、第八項又は第十三項に」「第四項、第五項、第八項又は第九項を「第七項又は第八項に改める。

第四章の二を削る改正規定及び第四十四條第一項後段を削る改正規定を削る。

第九十一條の二の改正規定中「加え、同条第十一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とする」を「加える」に改める。

第九十五條第二項第二号の改正規定中「（若しくは第十一号）を「又は第九十四條に改め」を「改め、第十一号の下に」又は第九十四條を加え」に改める。

附則第一条ただし書を次のように改め、同条各号を削る。

ただし、第七十九條を削る改正規定、第七十八條を第七十九條とし、第七十七條の次に一條を加える改正規定及び第八十五條の改正規定（同条第一号に係る部分に限る。）は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十四号）附則第一条本文の政令で定める日又はこの法律の公布の日から起算して遅く日から施行する。

附則第四条第二項中「第七條の二第八項及び第九項を」第七條の二第七項及び第八項」に改める。

附則第五條第四項中「第七條の二第十四項本文」を「第七條の二第十三項本文」に改め、同條第五項中「第七條の二第十四項ただし書」を「第七條の二第十三項ただし書」に、「から第六項まで、第八項若しくは第九項を」、「第五項、第七項若しくは第八項」に、「平成十六年法律第 号」を「平成十七年法律第 号」に改め、同條第六項中「平成十六年法律第 号」を「平成十七年法律第 号」に改める。

附則第六條中「同條第六項」を「同條第五項」に改める。

附則第十一條中「(附則第一條第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)」を削る。

附則第十三條中「勘案し、」の下に「課徴金の適用対象に不当廉売、取引上の優越的な地位の濫用、再販売価格の維持その他の不正な取引方法を加えることその他」を加え、同條に次の一項を加える。

2 政府は、この法律の施行後一年以内に、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成十四年法律第百一号)第二条第四項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)に係る事件の発生に関する状況、入札談合等の実態等を勘案し、国等の職員が入札談合等に関与する行為の排除及び防止のための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律

中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一條―第三條)
第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進(第三條の二―第八條)
第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進
第一節 経営革新(第九條―第十條)
第二節 異分野連携新事業分野開拓(第十一條―第十二條)
第三節 支援措置(第十三條―第十五條)
第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備
第一節 経営基盤強化の支援(第十六條―第十八條)
第二節 新技術を利用した事業活動の支援(第十九條―第二十四條)
第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備(第二十五條―第三十一條)
第四節 雑則(第三十二條)
第五章 雑則(第三十三條―第三十八條)
第六章 罰則(第三十九條―第四十一條)

附則
第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条第一項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号の三を同項第四号とし、同項第二号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号

を同項第三号とし、同条第三項中「中小企業者」を「事業者」とし、「新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動」を「新事業活動」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項第六号」を「第一項第八号」に改め、「単に」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者(第三号に掲げる者にあつては、中小企業者に限る。)をいう。

一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの(次号に掲げるものを除く。)

二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

三 会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

3 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人

する割合が政令で定める割合を超えるもの
第二条に次の五項を加える。

7 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。)を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

8 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一條第二項において同じ。その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金以下この章において「新技術補助金等」という。)を交付するものとして政令で定めるもの(次項において「特定独立行政法人等」という。)をいう。

9 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等(国については財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。)が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等(以下「特定補助金等」という。)を交付されたものをいう。

10 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(第二十五條において「指定都市」という。)の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能力の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業(以下「支援事業」という。)を行う者であつて、第二十五條第一項に規

定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

11 この法律において「高度技術産学連携地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術（以下「高度技術」という。）の研究開発を行い、又はこれを製品の開発、生産若しくは販売若しくは役務の開発若しくは提供に利用する事業者（以下この項において「特定事業者」という。）及び高度技術の研究開発に關し事業者と連携する大学その他の研究機関が相当数存在しており、特定事業者と当該研究機関との相互の交流を通じて当該特定事業者が有する技術と当該研究機関が有する高度技術に關するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれる地域をいう。

第二章の章名を削る。

第三条の見出しを「（基本方針）」に改め、同条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「中小企業の経営革新に關する指針」を「中小企業の新たな事業活動の促進に關する基本方針」に、「経営革新指針」を「基本方針」に改め、同条第二項中「経営革新指針」を「基本方針」に改め、同項各号を次のように改める。

一 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に關する次に掲げる事項

イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に關する基本的な方向

ロ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に當たつて配慮すべき事項

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に關する次に掲げる事項

イ 経営革新に關する次に掲げる事項

(1) 経営革新の内容に關する事項

(2) 経営革新の実施方法に關する事項

(3) 経営革新の促進に當たつて配慮すべき事項

ロ 異分野連携新事業分野開拓に關する次に掲げる事項

(1) 異分野連携新事業分野開拓の内容に關する事項

(2) 異分野連携新事業分野開拓における連携に關する事項

(3) 異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及びその組合せに關する事項

(4) 異分野連携新事業分野開拓の促進に當たつて配慮すべき事項

三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に關する次に掲げる事項

イ 新技術を利用した事業活動の支援に關する次に掲げる事項

(1) 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人（第四章第二節において「中小企業者等」という。）に對して支出の機会の増大を図るべきもの

(2) 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに當たつて配慮すべき事項

ロ 次に掲げる事項につき、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの

(1) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に關する事項

(2) 高度技術産学連携地域の活用に關する事項

第三條第三項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「経営革新指針」を「基本方針」に、「中小企業者の事業を所管する大臣」を「あらかじめ、関係行政機関の長」に改め、同条第四項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「経営革新指針」を「基本方針」に改める。

第二十条第一項中「第十六條」を「第三十五条」に改め、第五章中同条を第三十九条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十九條を第三十八條とする。

第十八條を削る。

第十七條第一項中「定める行政庁」を「定める都道府県知事又は大臣」に改め、同項第一号中「第五号」を「第七号」に改め、同項第二号中「第二條第一項第六号」を「第二條第一項第八号」に改め、同項第三号中「第二條第二項」を「第二條第四項」に改め、同条第二項中「第四條第一項」を「第九條第一項」に、「第五條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条を第三十六條とし、同条の次に次の一條を加える。

（主務大臣）

第三十七條 第三條第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項のうち第二條第二項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三條第二項第三号ロに掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2 第十一條第一項及び第三項（第十二條第四項において準用する場合を含む。）、第十二條第一項から第三項まで、第三十四條第二項並びに第三十五條（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業を所管する大臣とする。

3 第十六條第一項、第三項（第十七條第三項において準用する場合を含む。）及び第四項、第十七條第一項及び第二項並びに第三十五條（承認経営基盤強化計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び特定業種に属する事業を所管する大臣とする。

4 第十一條第一項並びに第十二條第一項及び第二項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第十六條中「主務大臣は」の下に「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者及び」を、「又は」の下に「認定異分野連携新事業分野開拓計画若しくは」を加え、同条を第三十五條とする。

第十五條第三項中「国は」の下に「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業及び」を加え、「係る」を「従って行われる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「係る」を「従って行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業者について、その新事業分野開拓の状況を把握するための調査を行うものとする。

第十五條を第三十四條とする。

第十四條第二項中「国は」の下に「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業及び」を加え、同条を第三十三條とする。

第四章を第五章とする。

第十三條を削る。

第十二條の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条中「第六條第一項、第三項及び第四項」を「第十三條第一項、第五項及び第六項」に改め、同条を第十八條とし、第三章中同条の次に次の三節を加える。

第二節 新技術を利用した事業活動の支援

（中小企業者等に対する特定補助金等の支出機会の増大の努力）

第十九條 国等は、特定補助金等を交付するに當たつては、予算の適正な使用に留意しつつ、特定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会の増大を図るよう努めなければならない。（中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の作成等）

第二十條 国は、毎年度、特定補助金等の交付に
関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業
の予定等を勘案して、中小企業者等に対する特
定補助金等の支出の機会の増大を図るための支
出の目標等の方針を作成するものとする。

2 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等
と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決
定を求めなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決
定があったときは、遅滞なく、第一項の方針の
要旨を公表しなければならない。

(国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通
知及び公表)

第二十一條 各省各庁の長等は、毎会計年度又は
毎事業年度の終了後、国等の特定補助金等の中
小企業者等への支出の実績の概要を経済産業大
臣に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の実績の概要の要旨を
遅滞なく公表しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

第二十二條 経済産業大臣及び中小企業者の行う
事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方
とする特定補助金等の交付に、各省各庁の
長等に対し、中小企業者等への支出の機会の増
大を図るため特に必要があると認められる措置
をとるべきことを要請することができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十三條 新事業開拓保険の保険関係であつ
て、特定新技術事業活動関連保証(中小企業信
用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保
証であつて、特定補助金等に係る成果を利用し
た事業活動に必要な資金に係るものをいう。以
下この条において同じ。)を受けた中小企業者に
係るものについての同法第三条の八第一項及び
第二項の規定の適用については、同条第一項中
「二億円」とあるのは「三億円」中小企業の新たな
事業活動の促進に関する法律第二条第九項に規
定する特定補助金等(以下「特定補助金等」とい
う。)に係る成果を利用した事業活動に必要な資

金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係
については、「二億円」と、「四億円」とあるのは
「六億円(特定補助金等に係る成果を利用した事
業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保
証に係る保険関係については、「四億円」と、同
条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(特定補
助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な
資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関
係については、「二億円」とする。

2 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定
は、特定新技術事業活動関連保証であつてその
保証について担保(保証人(特定新技術事業活動
関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者
を除く。)の保証を含む。)を提供させないものに
ついては、適用しない。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十四條 中小企業投資育成株式会社は、中小
企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲
げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことが
できる。

一 特定中小企業者及び特定補助金等を交付さ
れた事業を営んでいない個人が特定補助金等
の成果を利用した事業活動を実施するために
資本の額が三億円を超える株式会社を設立す
る際に発行する株式の引受け及び当該引受け
に係る株式の保有

二 特定中小企業者のうち資本の額が三億円を
超える株式会社が特定補助金等の成果を利用
した事業活動を実施するために必要とする資
金の調達を図るために発行する新株、新株予
約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当
該引受けに係る株式、新株予約権その行使
により発行され、又は移転された株式を含
む。)又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当
該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の
規定による新株、新株予約権又は新株予約権付
社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新
株予約権(その行使により発行され、又は移転

された株式を含む。)又は新株予約権付社債等の
保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用に
ついては、それぞれ同法第五条第一項第一号及
び第二号の事業とみなす。

第三節 地域産業資源を活用して行う事
業環境の整備

(事業環境整備構想)

第二十五條 都道府県又は指定都市(以下この節
において「都道府県等」という。)は、基本方針に
基づき、当該都道府県等の区域について、地域
産業資源、技術、人材その他の地域に存在する
産業資源をいう。次項において同じ。)を活用し
て行う事業環境の整備に関する構想(以下この
節において「事業環境整備構想」という。)を作成
することができる。

2 事業環境整備構想においては、第一号及び第
二号に掲げる事項について定めるとともに、必
要に応じて第三号に掲げる事項について定める
ものとする。

一 地域産業資源を活用して行う事業環境の整
備の意義に関する事項

二 新事業支援体制の整備に関し、新事業支援
機関、次条第一項に規定する中核的支援機関
及びこれらの相互の提携又は連絡に関する事
項

三 高度技術産学連携地域の区域及びその活用
に関する事項

3 都道府県は、事業環境整備構想を作成しよう
とするときは、関係市町村に協議しなければな
らない。

4 指定都市は、事業環境整備構想を作成しよう
とするときは、関係都道府県に協議しなければな
らない。

5 都道府県等は、事業環境整備構想を作成しよ
うとするときは、国に対し、助言を求めること
ができる。

6 都道府県等は、事業環境整備構想を作成した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 都道府県等が、第一項の規定により作成した
事業環境整備構想を変更又は廃止するときは、
第三項から前項までの規定を準用する。

(中核的支援機関の認定)

第二十六條 都道府県等は、当該都道府県等の区
域において、新事業支援機関のうち政令で定め
る支援事業を行う者であつて新事業支援体制の
中心として適切かつ確実に機能すると認められ
るもの(以下この節において「中核的支援機関」
という。)を、その申請により、一を限って認定
することができる。

2 都道府県等は、前項の規定による認定をする
際には、経済産業大臣に協議し、その同意を得
なければならない。

3 経済産業大臣は、中核的支援機関が次の各号
に該当するものであると認めるときは、同意を
するものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 第一項の政令で定める支援事業を円滑に行
うため、基金の設置その他の措置により健全
な経理的基礎を有すること。

4 都道府県等は、第一項の規定による認定をし
たときは、中核的支援機関の名称、住所及び事
務所の所在地を公表しなければならない。

5 中核的支援機関は、その名称、住所又は事務
所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その
旨を都道府県等に届け出なければならない。

6 都道府県等は、前項の規定による届出があつ
たときは、当該届出に係る事項を公表しなけれ
ばならない。

(認定中核的支援機関の業務等)

第二十七條 前条第二項の規定による同意を得た
同条第一項の認定に係る中核的支援機関(以下
この節において「認定中核的支援機関」という。
は、その支援事業を適切かつ確実に実施しなけ
ればならない。

2 都道府県等は、認定中核的支援機関が前項の
規定を遵守していないと認めるときは、当該事
業の改善に関する命令、前条第一項の認定の取

消しその他必要な措置をとることができる。
3 都道府県等は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならぬ。
(小規模企業者等設備導入資金助成法に関する特例)

第二十八号 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第二条第四項に規定する貸与機関が、認定中核的支援機関の地位を兼ねる場合における同法第十四条の規定の適用については、同条第一号中「全額」とあるのは、「二分の一以上」とする。
(独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第二十九号 独立行政法人情報処理推進機構(以下この節において「情報処理推進機構」という。)は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行う。
一 情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下この条において「情報処理促進法」という。)第二条第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。)に關して必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラム(情報処理促進法第二条第二項に規定するプログラムをいう。)の作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定めるもの(以下この節において「情報関連人材育成事業」という。)を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務

イ 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材を提供すること。
ロ 情報関連人材育成事業の実施に關し、指導及び助言を行うこと。
二 情報関連人材育成事業の円滑な実施に關し必要な調査を行い、及びその成果を普及すること。

三 前二の業務に附帯する業務
2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項第一号イに掲げる業務(以下「教材開発業務」という。)に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金」とあるのは、「第二十三条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは、「前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十九条第五項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二項、第六十七条(同条第一号の場合及び同条第二号の場合(同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。)に係るものに限る。並びに第七十一条第一号、第二号及び第五号の主務大臣は経済産業大臣(中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項に規定する業務(以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。)に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、独立行政法人通則法第二十八条第二項、第

三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十三条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令(情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令)とする。
(情報処理推進機構及び新事業支援機関に対する能力開発事業としての助成及び援助)
第三十条 政府は、情報処理の業務に従事する労働者の能力の開発及び向上を図るため、情報処理推進機構(前条第一項に規定する業務を行う場合に限る。)及び情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。
(中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務)
第三十一条 中小企業基盤整備機構は、事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域(以下「特定高度技術産学連携地域」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、次に掲げる業務を行う。
一 特定高度技術産学連携地域において、工場(高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下この条において「工場」という。)、事業場(高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行うこと。
二 特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者を利用させるための施設の整備並びに賃貸及び管理の事業を行う者に對し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は当該出資を受けて事業を行う者の委託を受けてその施設の整備並びに賃貸及び管理を行うこと。
中小企業基盤整備機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。
一 特定高度技術産学連携地域における工場若しくは事業場、当該工場若しくは当該事業場と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理
二 前号に掲げる業務に關連する技術的援助
第四節 雑則

(中小企業者の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進)
第三十二条 国は、この章に定める措置のほか、中小企業者の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業者の有する知的財産の適切な保護その他中小企業者の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。
第三十一条を第十七条とする。
第三十条第一項中「組合等(以下この節において「を」を加え、同条を第十六条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。
第四章 中小企業者の新たな事業活動の促進のための基盤整備
第一節 経営基盤強化の支援
第三章の章名を削る。
第九条第一項中「であつて、生産額又は取引額が相当程度減少している中小企業者として経済産業大臣が定めるものに該當する旨の確認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたもの」及び「(昭和三十三年法律第二十六号)」を削り、同条第二項を次のように改める。
2 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行おうとする中小企業者であつて、当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務の需要の開拓

の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第九条を第十五条とする。

第八条第一項中「昭和三十八年法律第百一号」を削り、同項第一号中「承認経営革新計画」の下に「又は認定異分野連携新事業分野開拓計画」を、「事業」の下に「又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を加え、同項第二号中「承認経営革新計画」の下に「又は認定異分野連携新事業分野開拓計画」を、「事業」の下に「又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を加え、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。」及び「（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第十四条とする。

第七条を削る。

第六条第一項中「昭和二十五年法律第二百六十四号」、「同法第三条の二第一項に規定する」及び「（以下「無担保保険」という。）」を削り、「以下」の下に「この条において」を加え、同項の表第三条第一項の項中「中小企業経営革新支援法第六条第

一項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第一項」に改め、同条第二項中「新事業開拓保険」の下に「（以下「新事業開拓保険」という。）」を加え、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に改め、同条第四項中「又は特別小口保険」を、「特別小口保険又は売掛金債権担保保険」に改め、「経営革新関連保証」の下に「又は異分野連携新事業分野開拓関連保証」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「経営革新関連保証」の下に「又は異分野連携新事業分野開拓関連保証」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険（以下「売掛金債権担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについて次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

「一項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第一項」に改め、同条第二項中「新事業開拓保険」の下に「（以下「新事業開拓保険」という。）」を加え、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に改め、同条第四項中「又は特別小口保険」を、「特別小口保険又は売掛金債権担保保険」に改め、「経営革新関連保証」の下に「又は異分野連携新事業分野開拓関連保証」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「経営革新関連保証」の下に「又は異分野連携新事業分野開拓関連保証」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第三条の二第三項及び第三条の四第二項	当該借入金 の額のうち	異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証（こと）に、それぞれ当該借入金の額のうち
第三条の三第二項	当該借入金 の額のうち	異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証（こと）に、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者	当該保証をした	異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証（こと）に、当該債務者に、当該保証をした
当該債務者	当該保証をした	異分野連携新事業分野開拓関連保証及びその他の保証（こと）に、当該債務者に、当該保証をした

4 新事業開拓保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

業分野開拓に関する計画（以下「異分野連携新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その異分野連携新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 異分野連携新事業分野開拓の目標

二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 異分野連携新事業分野開拓の内容及び実施時期

四 異分野連携新事業分野開拓における連携の態様

五 異分野連携新事業分野開拓のために当該中小企業者及び大企業者又は協力者が提供する経営資源の内容及びその組合せの態様

六 異分野連携新事業分野開拓を実施するため

付する。

第五節 支援措置

第五条を第十条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 異分野連携新事業分野開拓（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）

第十一条 複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。）は、共同で行おうとする異分野連携新事

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第三項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項	保険価額の合計額が	異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

に必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る異分野連携新事業分野開拓計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 当該異分野連携新事業分野開拓に係る新商品若しくは新役務に対する需要が相当程度開拓され、又は当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方式若しくは役務の新たな提供の方式の導入により当該商品若しくは役務に対する新たな需要が相当程度開拓されるものであること。

三 前項第三号及び第六号に掲げる事項が異分野連携新事業分野開拓を確実に遂行するため適切なものであること。

四 当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営効率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与すると認められるものであること。

(異分野連携新事業分野開拓計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)は、当該認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定中小企業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画(前二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定異分野連携新事業分野開拓計画」という。)に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業

が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第四条第一項中「組合等(以下」の下に「この節及び附則第四条第一項において」を加え、「第二条第一項第四号から第六号まで」を「第二条第一項第六号から第八号まで」に改め、同条第三項第一号中「経営革新指針」を「基本方針」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進

第一節 経営革新

第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

最低資金に関する特例

第三条の二 第二条第二項第二号に掲げる創業業者(当該創業業者に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、確認の申請書を平成二十年三月三十一日までに経済産業大臣に提出して、その確認を受けた者に限る。)が当該確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る株式会社で、その設立の時ににおける資本の額が千万円に満たないもの(以下「確認株式会社」という。)については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十八条ノ四の規定は、その設立の日から五年間(資本の額を千万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

2 前項に規定する創業業者が同項の確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の時ににおける資本の総額が三百万円に満たないもの(以下「確認有限会社」という。)については、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第九条の規定は、その設立の日から五年間(資本の総額を三百万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。(確認の取消し)

第三条の三 経済産業大臣は、前条第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。(定款への記載)

第三条の四 確認株式会社(以下「確認株式会社」という。)の定款には、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならない。

2 確認有限会社(以下「確認有限会社」という。)の定款には、有限会社法第六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならない。

第三条の五 確認株式会社(以下「確認株式会社」という。)の株式申込証の用紙には、同条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載しなければならない。

第三条の六 確認株式会社(以下「確認株式会社」という。)の設立する場合における商法第百八十九条の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

2 確認有限会社(以下「確認有限会社」という。)の設立する場合における有限会社法第十二条第三項において準用する商法第百八十九条の規定の適用については、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

第三条の七 確認株式会社(以下「確認株式会社」という。)を設立する場合における商法第百六十八条第一項第五号及び第六号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任については、同法第百七十三条第二項第一号(同法第百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「二百万円ヲ超エザル場合」とする。

2 確認有限会社(以下「確認有限会社」という。)を設立する場合における有限会社法第七条第二号及び第三号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任については、同法第十二条ノ二第二項の規定の適用については、同項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは、「六十万円ヲ超エザル場合」とする。

第三条の八 確認株式会社(以下「確認株式会社」という。)の設立の登記においては、商法第百八十八条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

2 確認株式会社(以下「確認株式会社」という。)の設立の登記の申請書については、商業登記法(昭和三十一年法律第百二十五号)第八十条第十号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは、「商法第百七十条第一項又は第百七十七条第一項の払込みがあつたことを証する書面及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の二第一項の確認を受けたことを証する書面」とする。

3 確認有限会社(以下「確認有限会社」という。)の設立の登記においては、有限会社法第十三条第二項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第三条の十九第二項各号に掲げる事由により解散する旨を登記しなければならない。

4 確認有限会社(以下「確認有限会社」という。)の設立の登記の申請書については、商業登記法第九十五条第六号の規定の適用については、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは、「有限会社法第十二条第一項の払込みがあつたことを証する書面及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三条の二第

一項の確認を受けたことを証する書面」とする。

(書面の提出等)

第三條の九 確認株式会社及び確認有限会社は、成立したときは、直ちに、当該会社の商号、成立の年月日その他の経済産業省令で定める事項について記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 確認株式会社(資本の額を千萬元以上としたものを除く。第三條の十九第一項を除き、以下同じ。)及び確認有限会社(資本の総額を三百萬元以上としたものを除く。同条第二項を除き、以下同じ。)は、前項の規定により提出した書面に記載された事項に変更があったときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、前二項の書面を経済産業省に備え置き、その書面の提出があった日から、当該会社の設立の日から五年を経過する日(その日まで)に第三條の三の規定による確認の取消し又は第三條の二十第一項若しくは第二項の規定による届出があった場合には、当該取消し又は届出があった日(までの間、公衆の縦覧に供しななければならない)の特例)

(事後設立の特例)

第三條の十 確認株式会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六條第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第二百七十三條第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六條第一項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「五十萬元以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百萬元ヲ超エザル場合」とあるのは「二百萬元ヲ超エザル場合」とする。

2 確認有限会社がその成立後二年以内にその成立前から存在する財産であつて営業のために継続して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六條第一項の規定及び同条第三項において準用する同法第二百七十三條第二項第一号の規定の適用については、同法第二百四十六條第一項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「五十萬元以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百萬元ヲ超エザル場合」とあるのは「二百萬元ヲ超エザル場合」とする。

合して使用すべきものを取得する契約をする場合についての商法第二百四十六條第三項、同法第五十七條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定及び同法第四十條第四項において準用する商法第二百四十六條第三項において準用する同法第二百七十三條第二項第一号の規定の適用については、有限会社法第四十條第三項中「資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル」とあるのは「十五萬元以上ノ」と、同号中「資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百萬元ヲ超エザル場合」とあるのは「六十萬元ヲ超エザル場合」とする。

(新株の発行等における払込みの証明の特例)

第三條の十一 確認株式会社が新株を発行する場合における商法第二百八十條ノ十四第一項及び商業登記法第八十二條第四号の規定の適用については、商法第二百八十條ノ十四第一項中「第百八十九條」とあるのは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三條の六第一項ノ規定ニ依り読替テ適用スル第百八十九條」と、商業登記法第八十二條第四号中「払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書」とあるのは「商法第二百八十條ノ七の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該新株の発行後のその確認株式会社の資本の額が千萬元を超えることとなるときは、この限りでない。

2 確認有限会社が資本を増加する場合における有限会社法第五十七條において準用する同法第十二條第三項の規定及び商業登記法第九十六條第二号の規定の適用については、有限会社法第五十七條において準用する同法第十二條第三項中「同法第百八十九條」とあるのは「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三條の六第二項ノ規定ニ依り読替テ適用スル商法第百八十九條」と、商業登記法第九十六條第二号中「から第四号までに掲げる書面」とあるのは「及び第三号に掲げる書面並びに有限会社法第五十七條において準用する同法第十二條第一項の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該資本の増加後のその確認株式会社の資本の総額が三百萬元を超えることとなるときは、この限りでない。

第三條の十二 確認株式会社及び確認有限会社(清算中のものを除く)は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益金の処分の決議に関する資料(これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第三條の九第三項の規定は、前項の貸借対照表(電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)について準用する。

第三條の十三 確認株式会社が商法第二百九十條第一項の利益の配当又は同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配を行う場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千萬元とみなして、同法第二百九十條第一項及び第二百九十三條ノ五第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

2 確認株式会社については、商法第二百九十一條第一項の規定は、適用しない。

3 確認株式会社が商法第二百四十四條ノ三第一項(同法第二百四十四條ノ五第一項において準用する場合を含む。)、第二百十條第一項、第二百十一條ノ三第一項又は第二百二十四條ノ五第二項(同法第二百二十四條ノ六において準用する場合を含む。))の規定により自己の株式を買い受ける場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千萬元とみなして、同法第二百四十四條ノ三ノ二第五項、第二百十條第三項、第二百十條ノ二第一項及び第二百十一條ノ三第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

4 確認有限会社が有限会社法第四十六條において準用する商法第二百九十條第一項の利益の配当を行う場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百萬元とみなして、有限会社法第四十六條において準用する商法第二百九十條第一項の規定及び同項に係る有限会社法の規定を適用する。

5 確認有限会社が有限会社法第十九條第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百四十四條ノ三第一項又は有限会社法第二百四十四條第一項において準用する商法第二百十條第一項の規定により自己の持分を買い受ける場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百萬元とみなして、有限会社法第十九條第六項(同条第七項において準用する場合を含む。))において準用する商法第二百四十四條ノ三ノ二第五項並びに有限会社法第二百四十四條第一項及び第二百十條ノ二第一項の規定並びにこれらの規定に係る有限会社法の規定を適用する。

第三條の十四 確認株式会社又は確認有限会社が新設分割をする場合においては、分割により設立する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができる。

2 確認株式会社又は確認有限会社が吸収分割をする場合においては、当該確認株式会社又は当該確認有限会社から営業の全部又は一部を承継する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができる。

(資本の減少)

第三條の十五 確認株式会社及び確認有限会社は、資本の減少により金銭その他の財産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することができる。

(解散事由の登記の抹消)

第三号の十六 確認株式会社は、その資本の額を千円以上としたときは、第三号の八第一項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。 2 前項の登記の申請と当該確認株式会社が資本の額を千円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。 3 確認有限会社は、その資本の総額を三百万円以上としたときは、第三号の八第三項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。 4 前項の登記の申請と当該確認有限会社が資本の総額を三百万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。 (有限会社への組織変更の特例) 第三号の十七 確認株式会社は、有限会社法第六十四条第三項の規定にかかわらず、商法第三百四十三条に定める決議によりその組織を変更して有限会社とすることができる。 (合名会社等への組織変更) 第三号の十八 確認株式会社は、株主総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。 2 前項の場合には、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。 3 商法第六百条第一項から第三項まで並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第一項ただし書、第二項及び第五項、第六十四条ノ二並びに第六十六条の規定は、第一項の規定による確認株式会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「有限会社二付テハ第三十二条第二項ニ定ムル登記」とあるのは、「合名会社二付テハ商法第六十四条第一項ニ定ムル登記、合資会社二付テハ同法第六百四十九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。 4 第一項の規定により合名会社に組織を変更した場合の合名会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。	一 定款 二 商業登記法第六十七條第二号及び第九十三条第一項第五号に掲げる書面 5 第一項の規定により合資会社に組織を変更した場合の合資会社についてする登記の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、商業登記法第七十四條の書面を添付しなければならない。 6 商業登記法第七十一条及び第七十三條の規定は、前二項に規定する場合について準用する。 7 確認有限会社は、社員総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。 8 前項の場合には、有限会社法第四十八條に定める決議によらなければならない。 9 商法第六百条第一項から第三項まで並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第五項、第六十四条ノ二、第六十六条及び第六十七條第二項の規定は、第七項の規定による確認有限会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「株式会社」とあるのは「有限会社」と、「有限会社二付テハ第三十二条第二項ニ定ムル登記」とあるのは「合名会社二付テハ商法第六十四条第一項ニ定ムル登記、合資会社二付テハ同法第六百四十九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。 10 第四項及び第六項の規定は第七項の規定により合名会社に組織変更した場合の合名会社についてする登記の申請について、第五項及び第六項の規定は第七項の規定により合資会社に組織変更した場合の合資会社についてする登記の申請について準用する。この場合において、第四項第二号中「及び第九十三条第一項第五号に掲げる書面」とあるのは「に掲げる書面」と、第五項中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「前項各号に掲げる書類(商業登記法第九十三条第一項第五号に掲げる書面を除く。）」と読み替えるものとする。 (解散の原因) 第三号の十九 確認株式会社として設立された株
式会社(登記された資本の額が千円未満の株式会社に限る。)(は、商法第四百四条各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。 一 資本の額を千円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したとき。 二 第三号の三の規定により第三号の二第一項の確認を取り消されたとき。 2 確認有限会社として設立された有限会社(登記された資本の総額が三百万円未満の有限会社に限る。)(は、有限会社法第六十九條第一項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。 一 資本の総額を三百万円以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したとき。 二 前項第二号に掲げる事由 (解散等の届出) 第三号の二十 確認株式会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であつた者 二 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人 三 合併及び破産手続開始の決定以外の事由(前条第一項各号に掲げるものを除く。)(により解散したとき。その清算人 四 資本の額を千円以上としたとき。その有限会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。その会社 2 確認有限会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産	業大臣に届け出なければならない。 一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であつた者 二 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人 三 合併及び破産手続開始の決定以外の事由(前条第二項各号に掲げるものを除く。)(により解散したとき。その清算人 四 資本の総額を三百万円以上としたとき。その会社 五 株式会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。その会社 (中小企業信用保険法の特例) 第四條 中小企業信用保険法昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)(の保険関係であつて、創業等関連保証(同項に規定する債務の保証)その保証について担保(保証人(その保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。)(の保証を含む。)(を提供させないものに限る。)(であつて、創業者及び新規中小企業者(第二條第三項第二号に掲げるもののうち当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったもの及び同項第二号に掲げるもののうち当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの又は他の会社がその事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。)(の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)(を受けた創業者及び新規中小企業者に係るものについての同法第三條の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者(中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律第二條第二項第一号及び第二号に掲げる創業者を含む。以下この条において同じ。)(の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第四條第一項に規定する創業等関連保証(以下「創業等関連保証」という。)(に係る保険関

係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千五百万円及び八千万円と、同条第三項中「当該借入金金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者）とあるのは「創業等関連保証及びその他の保証」とに、当該借入金金の額のうち保証をした額がそれぞれ千五百万円及び八千万円（創業等関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千五百万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者であつて、創業等関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二（第一項及び第三項を除く。）及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 創業等関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

4 無担保保険の保険関係であつて、創業等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う創業等促進業務）

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、創業及び新規中小企業の事業活動を促進するため、創業者及び新規中小企業者がその事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証並びに創業者（第二号第二項第三号に掲げる者に限る。）及び新規中小企業者（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債・社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）に係る債務の保証の業務を行う。

（中小企業投資育成株式会社の特例）

第六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一十五号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 新規中小企業者が資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 新規中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を図るために発行する新株、新株予約権（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（診断及び指導）

第七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的な外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条第二項において「特定新規中小企業者」という。）に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

（課税の特例）

第八条 第二号第三項第一号又は第二号に規定する

の新規中小企業者（同項第一号に掲げる者にあつては、事業を開始した日以後の期間が五年未満であることについて、経済産業省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けている者に限る。）であつて、その業種における事業活動の活性化が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める工業その他の業種に属する事業を行うものが取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことに伴って経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の承認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。

第四十条 第三条の九第一項若しくは第二項の規定による書面を提出せず、又は虚偽の記載のある書面を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 確認株式会社又は確認有限会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その確認株式会社又は確認有限会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その確認株式会社又は確認有限会社に対して同項の刑を科する。

第四十一条 発起人、会社の業務を執行する社員若しくはその業務代行者、会社の取締役若しくは商法第二百五十八条第二項（有限会社法第三十二条において準用する場合を含む。）若しくは商法第八十八条第四項若しくは有限会社法第三十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者、会社を代表する役員であつた者、破産管財人又は清算人が次の各

号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条の五の規定に違反して、株式申込証の用紙（その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

二 第三条の八第一項又は第三項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第三条の十二第一項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは利益金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

四 第三条の十八第三項及び第九項において準用する商法第一百条第一項から第三項までの規定に違反して組織変更をしたとき。

五 第三条の十八第三項において準用する有限会社法第六十四条第二項の規定又は第三条の十八第九項において準用する同法第六十七条第二項の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

六 第三条の十八第三項及び第九項において準用する有限会社法第六十六条の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

七 第三条の二十の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の特例）

第四条 中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行っている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、次に掲げる者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

一 創業者及び新規中小企業者、第九条第一項の承認を受けた中小企業者等並びに認定中小

企業者

二 特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者に利用させるための施設の整備並びに賃貸及び管理の事業を行う者

2 中小企業基盤整備機構は、前項の業務を行うおととする場合において、当該工場用地又は産業業務施設用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託を請うる者の同意を得なければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日いずれか遅い日から施行する。

第二条 この法律による改正前の中小企業経営革新支援法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定により行政庁の承認を受けた経営革新計画（旧法第五条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）は、この法律による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定により行政庁の承認を受けた経営革新計画とみなす。

（旧法の規定による承認を受けた経営基盤強化計画）

第三条 旧法第十条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた経営基盤強化計画（旧法第十一条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）は、新法第十六条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた経営基盤強化計画とみなす。

（中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法の廃止）

第四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する

臨時措置法（平成七年法律第四十七号）

二 新事業創出促進法（平成十年法律第五百一十一号）

（中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置）

第五条 前条（第一号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「旧創設法」という。）第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画（以下「旧認定研究開発等事業計画」という。）の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

2 旧認定研究開発等事業計画（前項の規定に基づき従前の例により変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って旧創設法第二条第四項に規定する研究開発等事業（以下「旧研究開発等事業」という。）を実施する中小企業者又は事業を営んでいない個人に関する旧創設法第七条に規定する中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一一〇号）の特例及び旧認定研究開発等事業計画に従って旧研究開発等事業を実施する中小企業者に関する旧創設法第八条第一項に規定する研究開発等事業関連保証（昭和二十五年法律第二三六四号）の特例については、なお従前の例による。

3 旧認定研究開発等事業計画に定める旧研究開発等事業についての旧創設法第十一条に規定する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の特例及び旧認定研究開発等事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業についての旧創設法第十二条に規定する中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）の特例については、なお従前の例による。

4 旧創設法第四条第一項の認定を受けた者又は旧認定研究開発等事業計画に従って旧研究開発等事業を行う者に関する旧創設法第十五条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

よる。

第六条 旧創設法第七条第一項第一号の規定により中小企業投資育成株式会社（以下「旧創設法第二条第三項に規定する特定中小企業者」という。）の保有及び旧創設法第七条第一項第二号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式、新株予約権（その行使により発行された株式、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（旧創設法第二条第三項に規定する特定中小企業者の発行したものに限る。）の保有については、なお従前の例による。

第七條 この法律の施行の日（前日）において現に旧創設法第十四条の二の規定による指定を受けている法人は、旧創設法第十四条の三第二項の規定により引き受けた株式又は社債を、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までの間に処分しなければならない。

2 旧創設法第十四条の十一の規定の適用を受けて成立している同条第一項の保険関係については、なお従前の例による。

（新事業創出促進法の廃止に伴う経過措置）

第八条 附則第四条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の新事業創出促進法（以下「旧新事業法」という。）第八条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する新事業創出関連保証に係る保険関係については、新法第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係とみなす。

第九条 この法律の施行の際現に存する旧新事業法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

2 旧新事業法第二条第二項第三号に掲げる創業者に該当することについて旧新事業法第十条第一項の規定により経済産業大臣の確認を受けた者（前項に規定する確認株式会社又は確認有限

会社を設立した者を除く。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 前項に規定する者が、この法律の施行後に設立する同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第十条第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際旧新事業法第二条第二項第三号に掲げる創業者に該当することについて旧新事業法第十条第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出している者については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 前項に規定する者が、この法律の施行後に同項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第十条第一項の規定により経済産業大臣の確認を受けて設立する同項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社については、なお従前の例による。

第十条 旧新事業法第十条の十八第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録した定款の認証を受けた者が、この法律の施行後に新法第三条の二第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出する場合においては、その確認に係る同項に規定する確認株式会社又は同条第二項に規定する確認有限会社については、その確認を受けた際に、新法第三条の十九第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により解散する旨の定款の変更があったものとみなす。

第十一条 前条に規定する者が旧新事業法第十条の十八第一項各号に掲げる事由により解散する旨を株式申込証の用紙に記載し株主を募集した場合において、この法律の施行後に新法第三条の二第一項の規定により確認の申請書を経済産業大臣に提出するときは、その確認に係る同項に規定する確認株式会社の株式申込証の用紙には新法第三条の十九第一項各号に掲げる事由により解散する旨の記載があるものとみなす。

第十二条 旧新事業法第十一条の三第二項に規定する認定計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

2 旧新事業法第十一条の三第二項に規定する認定事業に関する旧新事業法第十一条の四第一項に規定する新事業分野開拓関連保証については、なお従前の例による。

3 旧新事業法第十一条の三第二項に規定する認定事業に関する旧新事業法第三十二条第二項に規定する債務の保証については、なお従前の例による。

4 旧新事業法第十一条の三第二項に規定する認定事業に関する旧新事業法第三十七条の二に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

第十三条 旧新事業法第二条第七項に規定する特定補助金等は、新法第二条第九項に規定する特定補助金等とみなす。

2 旧新事業法第十六条第一項第一号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式の保有及び同項第二号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等の保有については、それぞれ新法第二十四条第一項第一号及び第二号の規定により保有しているものとみなす。

3 旧新事業法第十七条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係については、新法第二十三条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係とみなす。

第十四条 この法律の施行の日において現に小規模企業等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律百十五号）第二条第四項に規定する貸与機関であつて旧新事業法第二十条第一項

に規定する認定中核的支援機関の地位にあるものについてのこの法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間の小規模企業等設備導入資金助成法第十四条の規定の適用については、同条第一号中「全額」とあるのは、「二分の一以上」とする。

第十五条 旧新事業法第二十八条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する地域新事業創出関連保証に係る保険関係については、なお従前の例による。

2 旧新事業法第二十四条第一項の規定による主務大臣の同意（旧新事業法第二十五条第一項の規定による主務大臣の同意を含む。）を得た旧新事業法第二十四条第一項に規定する高度技術産業集積活性化計画については、旧新事業法第二十八条から第三十一条までの規定は、平成二十三年三月三十一日（次項において「特定日」という。）までの間、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新事業法第二十八条の規定の適用を受けてこの法律の施行後に成立した同条第一項に規定する地域新事業創出関連保証に係る保険関係については、特定日後も、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行の際現に旧新事業法第三十二条第一項の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）が整備し、又は管理している同項第一号及び第三号に規定する工場又は事業場並びに同項第二号に規定する工場用地又は業務用地については、同項（第四号を除く。）の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

第十七条 旧新事業法第三十二条第二項の規定の適用を受けて成立している中小企業基盤整備機構による同項の創業者に係る債務の保証については、新法第五条の規定の適用を受けて成立している中小企業基盤整備機構による債務の保証とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条第四項、第九条第一項、第三項及び第五項並びに第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（中小企業基本法の一部改正）

第二十条 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）」を削り、「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十一条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

（別表第三の文書名の欄中「新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第三十二条第一項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項」に、「及び同法附則第八条（旧組織法に係る業務の特例）の業務」を、「同法附則第八条（旧組織法に係る業務の特例）の業務及び同法附則第八条の二（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）の業務」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第八号中「新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第二十二條第一項各号」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十九條第一項各号」に改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第二十三条 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の表中

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第四条第一項に規定する研究開発等事業計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けた同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて、同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を実施するもの

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項に規定する特定補助金等の交付を平成二十年三月三十一日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同条第一項各号に掲げる中小企業者

に、「中小企業経営革

営新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第二十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十号を次のように改める。

十 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五条の規定による債務の保証及び同法第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。

第十五条第二項第五号中「新事業創出促進法第三十二条第三項を」「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第二項に改め、同条第五項中「新事業創出促進法第三十二条第一項を」「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項に改める。

第十八条第一項第一号中「同条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に改め、同項第二号中「新事業創出促進法第三十二条第二項を」「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に改め、同項第三号中「並びに第十五条第一項第十号に掲げる業務（新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）」を削る。

第二十二條第一項中「新事業創出促進法第三十二條第一項第一号から第三号まで」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項第一号」に改める。

附則第五條第一項第三号中「新事業創出促進法（」の下に「平成十年法律第五百十二号。」を加え、「同法」を「改正前新事業創出促進法」に改

め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる業務のほか、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四号第一項の業務を行うこと。

附則第八号の次に次の一条を加える。

(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)

第八号の二 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで並びに第七条並びに前条の業務のほか、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条(第二号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の新事業創出促進法(以下「旧新事業創出促進法」という。)第三十二条第一項の規定による特定の地域における工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地の整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

附則第十四条の表以外の部分中、「第七条並びに第八条」を「並びに第七条から第八条の二まで」に改め、同条の表第十八条第一項第一号の項中欄中「第十号に掲げる業務」を「限る。」並びに「」に改め、同項下欄中「第十号に掲げる業務並びに附則第四条第一項の業務」を「限る。」並びに附則第四条第一項及び第八条の二の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)並びに「改め、同表第十八条第一項第三号の項中欄中「限る。」を「もの」に改め、同項下欄中「並びに附則第四条第一項」の下に「及び第八条の二」を加え、「限る。」及び「を」の並びに「」に改め、「限る。」の下に「及び附則第八条の二の業務(旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。)」を加え、同表第十九条第一項の項中「第七条並びに第八条」を「並びに第七条から第八条の二まで」に改め、同表第二十二条第一項の項中「及び第八条」を「、第八条及

び第八条の二」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第七条並びに第八条」を「並びに第七条から第八条の二まで」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一百条を次のように改める。

第一百条 削除

附則第一百八条を次のように改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第一百八条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

理由

近年の経済的環境の変化を踏まえ、中小企業の新たな事業活動を総合的に促進するため、経営革新に対する支援措置に加え、創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進並びに異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の促進を図る制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年三月十八日印刷

平成十七年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C